

群馬県社会的養育推進計画

(平成27年度～令和11年度)



<令和2年3月 改定>

<令和7年3月 中間見直し>

群 馬 県

目 次

第1章 総論	1
第1節 群馬県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 群馬県家庭的養護推進計画（策定）＜平成27年度～41年度＞	1
(2) 群馬県社会的養育推進計画（改定）＜令和2年度～11年度＞	1
(3) 群馬県社会的養育推進計画（中間見直し）＜令和7年度～11年度＞	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
第2節 本県における社会的養育の現状	6
1 社会的養育の現状	6
(1) 本県の人口の動向と構造の変化	6
(2) 児童相談所における相談件数の推移	8
(3) 社会的養育関係施設の設置状況	10
(4) 里親の状況	13
(5) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）の状況	15
2 社会的養育の将来像	16
(1) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込	16
(2) 各年度における自立支援を必要とするケアリーバー等数の見込	18
(3) 社会的養育に必要な資源の整備	18
第3節 計画の基本的な考え方	21
1 基本方針	21
2 基本的視点	22
3 施策体系	23
第4節 計画の推進	24
1 計画の推進体制	24
(1) 県の推進体制	24
(2) 市町村や関係施設・機関等との連携	24
(3) 計画策定等における当事者である子ども（ケアリーバーを含む）の意見の反映	25
(4) 計画の自己点検及び評価	25
第2章 具体的取組方向	26
1 養育環境の整備	26
(1) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組	26
(2) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進	

.....	28
(3) 里親制度の普及推進及び里親の確保、里親委託の推進	32
(4) 里親・ファミリーホームへの支援	34
(5) 里親養育の包括的な支援（フォスタリング業務の実施）	37
(6) こどもの状況に応じた一時保護環境の整備	38
(7) 障害児入所施設における支援	40
2 児童虐待の防止	42
(1) 児童虐待の予防・防止の取組強化	42
(2) 警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携強化	43
(3) 被虐待児童の早期保護	45
(4) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組	46
(5) 支援を必要とする妊産婦等の支援	48
3 人材の育成	50
(1) 施設職員及び里親の専門性の向上、人材の確保	50
(2) 児童相談所職員の専門性の向上	51
(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進	52
4 こどもの自立支援（ライフサイクルを見通した支援）	53
(1) こどもの自立支援策の強化	53
(2) こどもの権利擁護体制の整備（意見聴取・アドボカシー）	55
(3) アフターケア（施設退所並びに里親及びファミリーホーム委託解除後の相談支援）への取組	57

資料編

1 「群馬県社会的養育推進会議」の設置及び運営に関する要領等	59
(1) 「群馬県社会的養育推進会議」の設置及び運営に関する要領	59
(2) 社会的養育推進会議開催経過	59
2 令和5年度末時点の計画達成状況	62
3 当事者であるこども（ケアリーバーを含む）へのインタビュー	66
4 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	79
5 関係法令等	○
(1) 児童福祉法	○
(2) 児童虐待の防止等に関する法律	○
(3) 群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例（抄）	○
(4) 子ども・子育て支援法	○
(5) 児童憲章	○

第1章 総論

第1節 群馬県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

1 計画策定の趣旨

(1) 群馬県家庭的養護推進計画（策定）〈平成27年度～平成41年度〉

社会的養護の充実については、厚生労働省において、平成23年7月に「社会的養護の課題と将来像」が取りまとめられ、その中で、社会的養護は、原則として家庭養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとされ、施設の本体施設、グループホーム、里親等の被措置児童数の割合を3分の1ずつにすることが目標と掲げられました。

これに沿って、児童養護施設及び乳児院における小規模化及び家庭的養護の推進を実現していくために、平成24年10月に「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」が取りまとめられました。

これらの報告では、虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子どもに対しては、可能な限り家庭的な環境の下で愛着関係を形成しつつ養育を行うことが重要であり、原則として、家庭養護（里親、ファミリーホーム）を優先するとともに、児童養護施設等における施設養護も、施設の小規模化、地域分散化を行い、できる限り家庭的な養育環境の形態に変えていく必要があるとされました。

当時の本県において、保護者のない児童や被虐待児など家庭環境上、養護を必要とする児童の措置先は「施設が9割、里親が1割」という現状であったことから、できるだけ家庭的な環境のもとで児童を育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化や里親委託を推進するため、本県の実情に即しながら、そして、15年後の将来を見据えながら、平成26年度に「群馬県家庭的養護推進計画（平成27～41年度）」が策定されました。

(2) 群馬県社会的養育推進計画（改定）〈令和2年度～令和11年度〉

しかし、平成27年度末においても、里親等の委託率は、全国平均で「社会的養護の課題と将来像」が目標とする水準を下回る17.5%となっており、民間との連携を含めた更なる里親養育支援の充実が課題となっていました。

このような中、平成28年に児童福祉法等の一部を改正する法律（以下、「平成28年改正児童福祉法」という。）が成立し、昭和22年の制定時から見直されてこなかった理念規定を改正し、子どもが権利の主体であることを位置付けるとともに、子どもの家庭養育優先原則が明記されました。

行政においては、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める（家庭養育優先

原則) こととされました。そして、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることとされ、施設の小規模かつ地域分散化に向けた方向性が明確に示されました。

また、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化されました。

さらに平成 29 年 5 月には、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（以下、「平成 29 年改正児童福祉法」という。）が成立し、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされました。

これらの法改正を受けて、厚生労働省において「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成 28 年改正児童福祉法に基づく新たなビジョンを提示するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成 29 年 8 月に、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの最善の利益を念頭に、「社会的養護の課題と将来像」を全面的に見直し、平成 28 年改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示され、代替養育としての性格も有する一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の構築、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親や子どもへの支援、子どもの自立支援などが示されました。

こうした平成 28 年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められていることから、令和元年度に「群馬県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、改めて 10 年後の将来を見据えて、「群馬県社会的養育推進計画（以下、「現行計画」という。）」として改定しました。

(3) 群馬県社会的養育推進計画（中間見直し）＜令和 7 年度～令和 11 年度＞

現行計画に基づき、本県においても里親委託推進や施設の小規模化・多機能化等の各種取組を進めてきたところです。そのような中、令和 4 年 6 月に児童福祉法等の一部を改正する法律（以下、「令和 4 年改正児童福祉法」という。）が成立しました。

主な改正内容は下記のとおりです。

- ・子育て世帯等に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充に向け、市町村において一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置や、未就園児のいる子育て世帯を含む全ての子育て世帯の相談機関である地域子育て相談機関の整備、子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の創設等が行われた。
- ・一時保護施設及び児童相談所によるこどもへの処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上に向け、一時保護施設の環境改善に向けた設備及び運営に関する基準の策定、虐待等により傷ついた親子関係の修復や再構築のための親子再統合支援事業の創設、里親や委託児童等に対する里親支援事業を包括的に実施

する里親支援センターの児童福祉施設としての位置付け、困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う妊産婦等生活援助事業の創設が行われた。

- ・社会的養護経験者等（社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等をいう。以下同じ。）に対する自立支援の強化に向け、社会的養護経験者等の実情把握や支援を都道府県の業務として位置付けた上で、児童自立生活援助事業の一律の年齢制限の弾力化等や、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業の創設が行われた。
- ・引き続きこどもの権利擁護の取組を推進するため、施設等への入所や一時保護等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対するこどもの意見又は意向に関し、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することが都道府県の業務として位置付けられるとともに、在宅指導、里親等委託、施設入所等の措置、一時保護の決定、解除、更新等の際に、こどもの意見聴取等を行うこととされた。
- ・こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う意見表明等支援事業の創設が行われた。
- ・一時保護の判断の適正性や手続の透明性の確保のため、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入のほか、こども家庭福祉の実務者の専門性の向上のため、一定の実務経験のある有資格者や現任者を対象とした認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）の導入などが盛り込まれた。

これら令和4年改正児童福祉法の内容を計画に適切に反映する必要が生じるとともに、現行計画については、全国の自治体における記載内容の充実度にばらつきがある点や、一部の項目にしか整備目標が設定されていない点、PDCAサイクルの運用の視点が不十分であるといった点などが課題とされていたことから、令和6年度にこども家庭庁から示された新たな策定要領に基づき、中間見直しを実施したものです。

2 計画の位置付け

この計画は、「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（令和6年3月12日付けこども家庭庁支援局長通知）、「「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」について」（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）、「「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」について」（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）、「一時保護ガイドラインについて」（平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づく「都道府県推進計画」として位置付けられるものです。

令和2年に策定・公表された「新・群馬県総合計画（ビジョン）」との関係においては、こども分野の個別基本計画に位置づけられています。同分野の最上位計画であり、こども基本法第10条第1項に規定する都道府県こども計画を始めとした様々な性質を有する「ぐんまこどもビジョン2025（仮）」と調和するものとなっています。

なお、「子ども・子育て支援法」において、都道府県は「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定することとされており、同計画には、「保護を要する子どもの養育環境の整備（略）その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項」（同法第62条第2項第4号）として、社会的養育の施策に関する事項を定めることとされています。このため、本計画については、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」の一分野としての位置付けにもなることから、それとの整合性に留意しながら策定するものです。

児童福祉法第4条第1項において、「乳児」は生後1歳未満の者、「幼児」は1歳以上小学校就学前の者、「児童」は18歳未満の者としています。

本計画においては、18歳以上の者であっても自立援助やアフターケアの対象とすることから、年齢によってサポートが途切れないよう、原則として「こども」と表記しています。ただし、以下の場合には、「子ども」「児童」などを使い分けています。

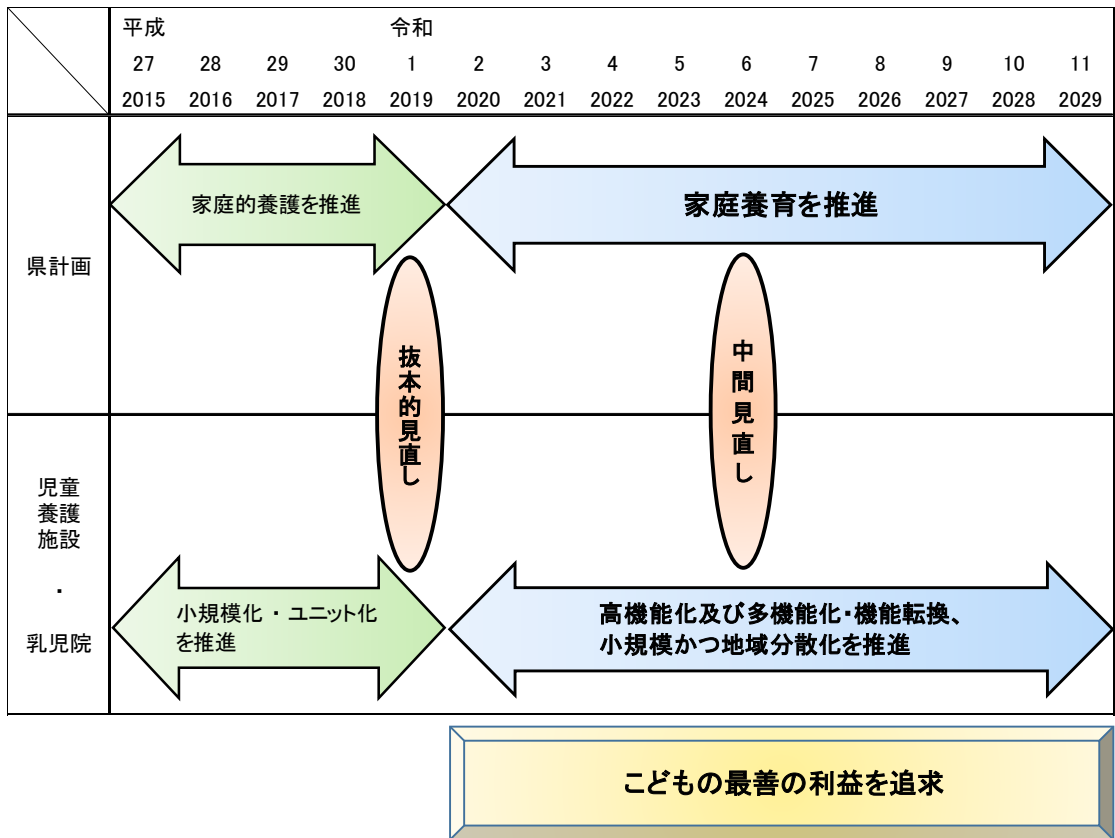
- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
- ② 固有名詞を用いる場合
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

3 計画の期間

本計画は平成27年度を始期とする令和11年度までの15年間を計画期間としますが、平成28年改正児童福祉法の理念に基づき、令和元年に全面的な見直しを行い、取組内容や目標値の修正を行うとともに、計画の名称を群馬県社会的養育推進計画としました。さらに、令和6年には中間見直しを行い、社会情勢に合わせて基本施策を見直すとともに、評価のための具体的な指標を取り入れました。

計画期間中は、進捗状況について毎年度検証するとともに、令和9年度末を目安に進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ることとします。

また、計画の推進に当たっては、各児童養護施設及び各乳児院が作成する計画内容も踏まえながら取り組むこととします。



第2節 本県における社会的養育の現状

1 社会的養育の現状

「社会的養育」とは、社会がこどもの養育に対して保護者とともに責任を持つという考え方にに基づき、すべてのこどもを対象として支援を行う考え方を表したものです。従来は「社会的養護」とされ、保護者のないこどもや保護者に監護させることが適当でないこどもを公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことを指していましたが、「社会的養育」では、「社会的養護」のみならず、市町村のこども家庭センターによる妊娠期から子育て期にわたる総合相談のように、地域における子育て支援施策全般も含まれるものと整理されています。かつては、親がいない、あるいは親が育てられないこどもを中心としていましたが、現在では、虐待を受けたこどもや何らかの障害のあるこどもへの支援を行う施策へと役割が変化してきています。

行政は、令和4年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」に基づき、こどもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、こどもの保護者を支援しなければなりません。

ただし、こども及びその保護者の心身の状況や、これらの者の置かれている環境などの状況を勘案し、こどもを家庭において養育することが困難であったり、適当でなかったりする場合には、こどもが家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるように、里親やファミリーホームへ委託する必要があります。

しかし、これらが適当でない場合には、「できる限り良好な家庭的環境」である、小規模かつ地域分散化された施設である児童養護施設等における地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアにおいて養育される必要があります。

すべてのこどもが健全に養育されるよう、児童相談所、市町村、里親、ファミリーホーム及び施設等が協働して、こども及びその保護者等への支援を行い、家庭養育が行われるよう努力する必要があります。

(1) 本県の人口の動向と構造の変化

図1は、昭和25年以降の群馬県の総人口の推移と将来推計を示したものです。平成16年に最も多い2,035,542人を記録して以降、減少を続けています。令和32年に1,520千人と推計されており、出生数の減少(少子化)、少子高齢化した人口構造、平均余命の頭打ちに伴い、今後減少幅が広がっていくものと予想されています。

<図 1>

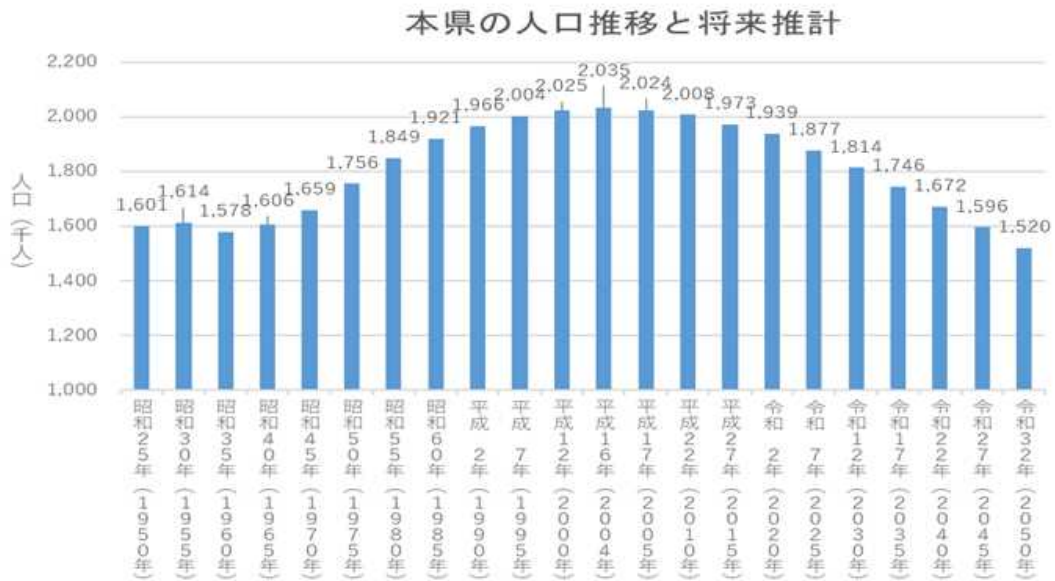


図2は、群馬県の年齢3区分別の人口規模について、これまでの推移と見通しを示したものです。平成27年では年少人口(0-14歳)12.8%、生産年齢人口(15-64歳)59.6%、高齢人口(65歳以上)27.6%となっていますが、令和32年にはそれぞれ9.2%、50.8%、40.0%となる見込みです。

<図 2>

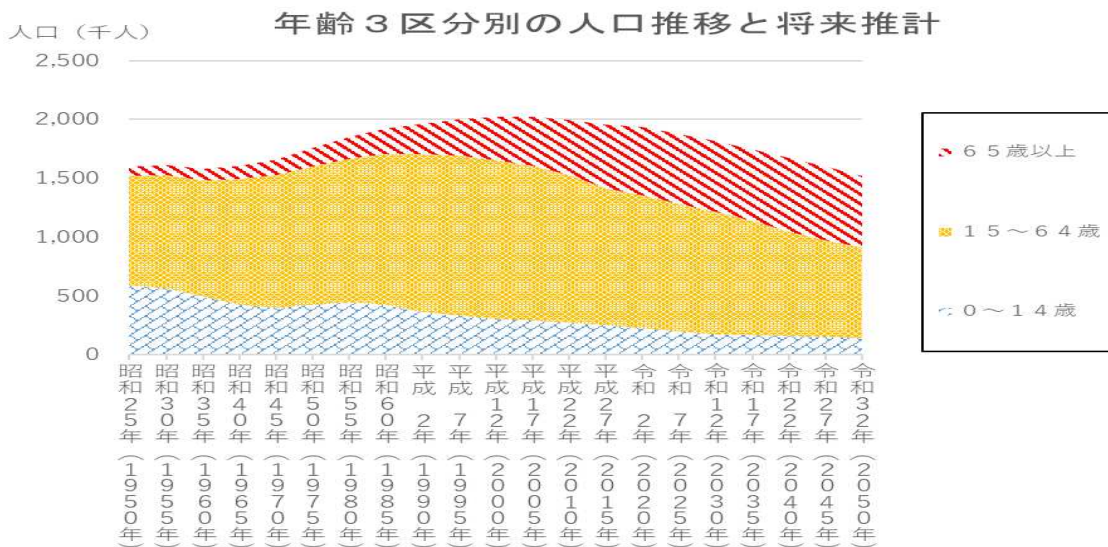


表1は、平成13年度と令和3年度の社会的養育の状況を示した数字です。全国の児童相談所で受け付けた養護相談件数については、平成13年度が62,560件だったものが、令和3年度には283,202件と、4.5倍も増加しています。児童虐待相談件数についても、平成13年度には23,274件でしたが、令和3年度には209,395件と著しい勢いで伸びています。この動向は本県でも同様となっています。

一方で、施設の在籍児童数は、全国的に減少傾向です。本県では、計画策定時点の令和元年では増加傾向が見られましたが、少子化の進行に伴い、現在では減少傾向に転じています。

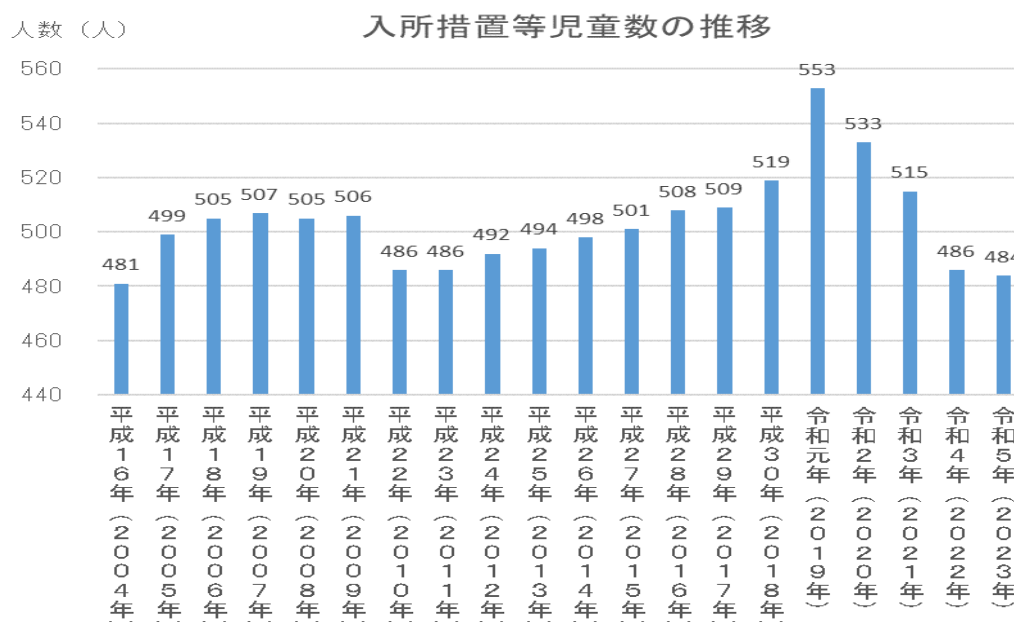
<表 1 >

		平成 13 (2001) 年度	令和 3 (2021) 年度
全国	児童相談所の養護相談件数	62,560 件	283,202 件
	うち、児童虐待相談件数	23,274 件	209,395 件
群馬県	児童相談所の養護相談件数	945 件	3,851 件
	うち、児童虐待相談件数	341 件	1,909 件
全国	乳児院及び児童養護施設の 在籍児童数	(乳児院) 2,912 人	(乳児院) 2,351 人
		(児童養護施設) 29,789 人	(児童養護施設) 23,008 人
群馬県	乳児院及び児童養護施設の 在籍児童数	(乳児院) 31 人	(乳児院) 30 人
		(児童養護施設) 354 人	(児童養護施設) 314 人

※在籍児童数はいずれも年度末の人数

図 3 は、本県における乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームに措置された各年度の最大入所児童数の推移です。平成 22 年度以降は令和元年度まで毎年度増加していましたが、令和 2 年度からは毎年度減少しています。

<図 3 >

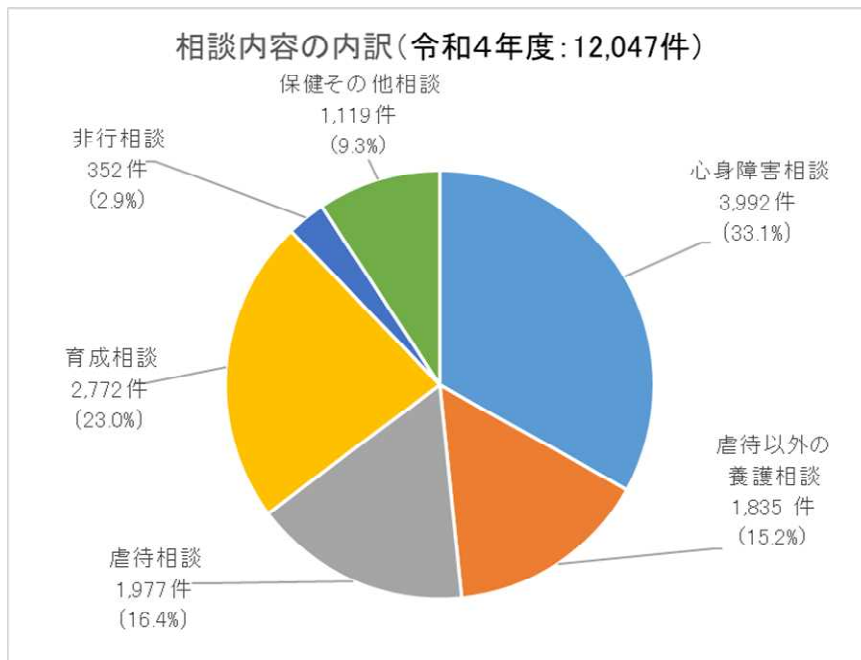


(2) 児童相談所における相談件数の推移

●相談件数全体の状況

図 4 は、令和 4 年度に児童相談所が受理した相談内容の内訳です。相談件数は 12,047 件で、前年比 99.9% でした。内訳は、心身障害の相談が 3,992 件 (33.1%、うち知的障害が 25.9%) を占め、虐待以外の養護相談が 1,835 件 (15.2%)、虐待相談が 1,977 件 (16.4%)、しつけなどの育成相談が 2,772 件 (23.0%)、非行相談が 352 件 (2.9%) となっています。

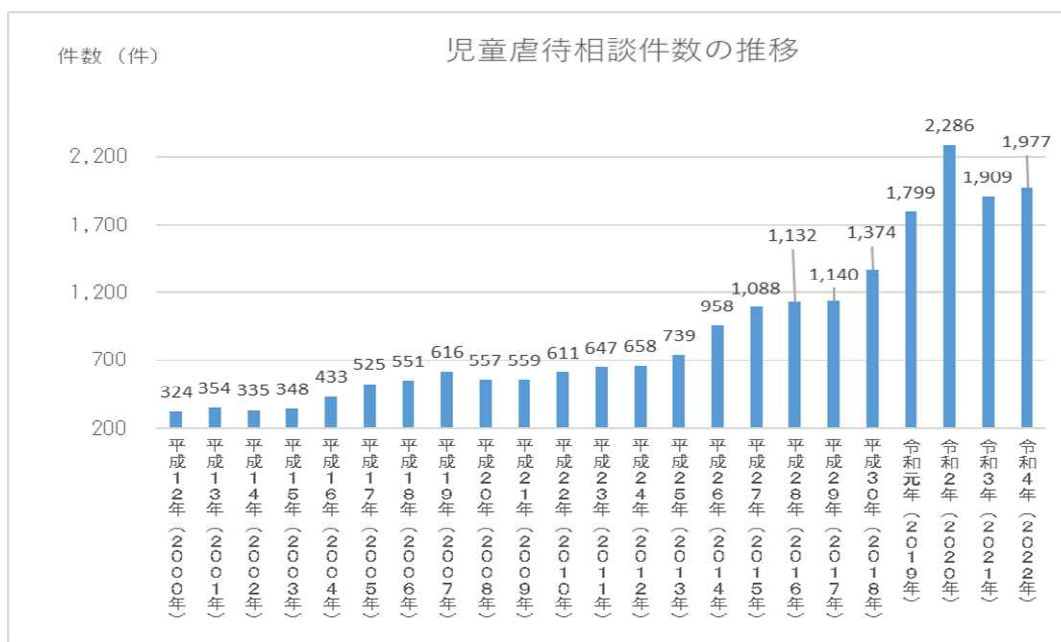
< 図 4 >



●虐待相談件数の状況

図5は、各年度における県内の児童相談所で受理した児童虐待通告(相談)の推移です。新型コロナウイルス禍の影響もあり、最も多かった令和2年度の受理件数は2,286件で、平成12年度(324件)の7倍以上となり、過去最多となっています。令和3年、令和4年度は一定程度の減少が見られましたが、依然として2,000件近い高水準で推移しています。

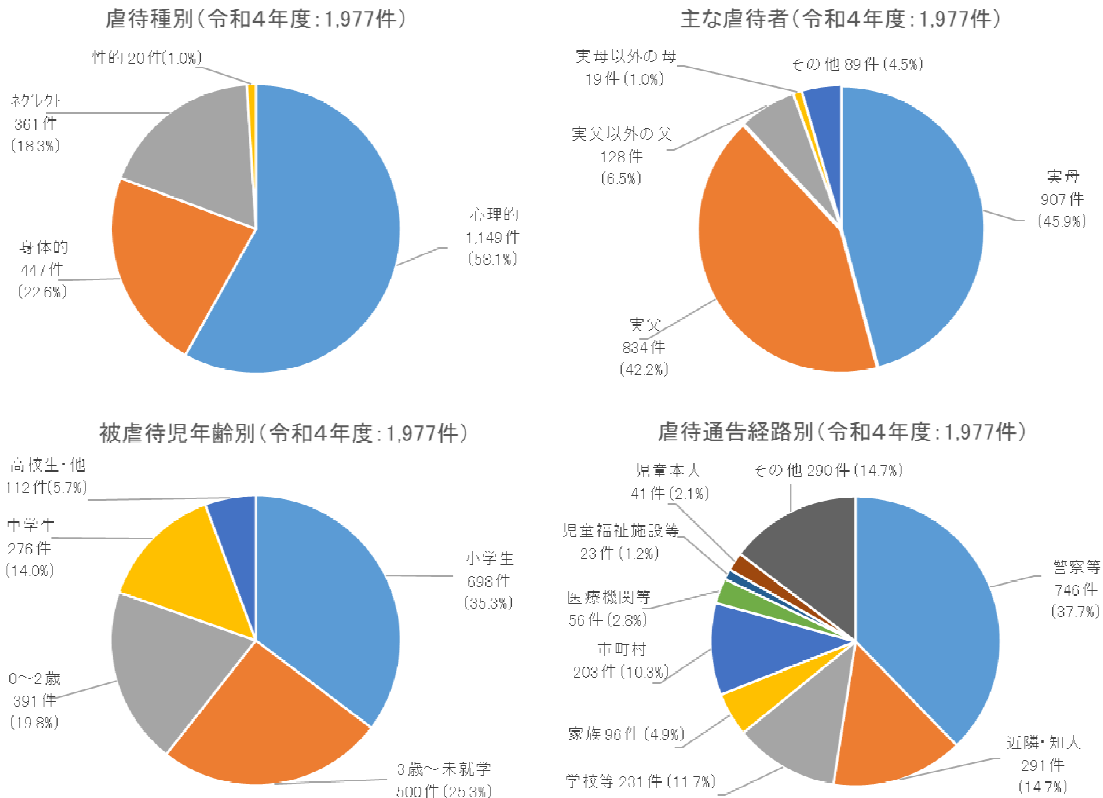
< 図 5 >



内訳をみると、心理的虐待 58.1%、身体的虐待 22.6%、ネグレクト 18.3%、性的虐待 1.0%となっています。

被虐待者は、小学生が 35.3%、3歳から未就学が 25.3%、0～2歳は 19.8%で、8割以上が小学生以下となっています。

虐待者は、実母が 45.9%を占め、実父と合わせた実親が 88%となっています。



(3) 社会的養育関係施設の設置状況

●本県における社会的養育(施設養護)の設置状況 (令和6年3月31日現在)

ア 乳児院

乳児院は、乳児※(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児※を含む。)を入院させて養育し、併せて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

県内には、3施設あり、高崎市、桐生市、太田市に各1か所で、定員は合計50人となっています。

名称	定員	所在地
愛育乳児園	20人	高崎市足門町
桐育乳児園	15人	桐生市相生町
東光乳児院	15人	太田市熊野町

イ 児童養護施設

児童養護施設は、保護者のないこども※（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されているこどもその他環境上養護を要するこどもを入所させて養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

県内には、8施設あり、前橋市に2か所、高崎市に3か所、太田市に1か所、渋川市に1か所、富岡市に1か所となっています。定員は合計352人（うち地域小規模児童養護施設42人）です。

名 称	定 員	所 在 地
地行園	57（12）人	前橋市江木町
鐘の鳴る丘少年の家	46（6）人	前橋市堀越町
児童養護施設希望館	30人	高崎市大橋町
児童養護施設希望館八幡の家	46（6）人	高崎市八幡町
フランスコの町	51（6）人	高崎市金古町
児童養護施設子持山学園	46（6）人	渋川市吹屋
東光虹の家	46（6）人	太田市熊野町
こはるび	30人	富岡市蚊沼

※定員のカッコ内は、地域小規模児童養護施設の定員

ウ 児童自立支援施設

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのあるこども及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要するこどもを入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々のこどもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

県内には、1か所あります。

名 称	定 員	所 在 地
群馬県立ぐんま学園	54人	前橋市川原町

エ 児童心理治療施設

児童心理治療施設は、心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしているこどもに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を中心に、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行う施設です。

県内には、1か所あります。

名 称	定 員	所 在 地
青い鳥ぐんま	入所部：38人 通所部：15人	みどり市大間々町大間々

オ 児童自立生活援助事業所 I 型（自立援助ホーム）

義務教育を終了した、原則 15 歳から 20 歳までの者であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う事業です。

県内には、3 か所あります。

名 称	定 員	所 在 地
オーレの家	5 人	高崎市上並榎町
がじゅまるの家	6 人	太田市新田反町町
子どもシェルターオズ	6 人	非公開

カ 母子生活支援施設

生活に困窮する母子家庭に住む場所を提供する施設であり、入所者の自立促進のための支援を行っていますが、近年では、DV 被害者（入所理由が夫等の暴力）が入所者の半数以上を占めています。

県内には、3 か所あります。

名 称	定 員	所 在 地
のぞみの家	20 世帯	前橋市岩神町
高崎市あすなろ寮	18 世帯	高崎市倉賀野町
虹ヶ丘園	20 世帯	太田市熊野町

キ 障害児入所施設

18 歳未満の障害児を入所保護し、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識・技能の訓練を行います。医療型施設では、治療も行われます。

県内には、医療型障害児入所施設が 6 か所、福祉型障害児入所施設が 3 か所あります。

（医療型障害児入所施設）

名 称	定 員	所 在 地
医療型障害児入所施設めぐみ	105 人	高崎市大八木町
群馬整肢療護園（そよ風病棟）	66 人	高崎市足門町
渋川医療センター	100 人	渋川市白井
療育センターきぼう	132 人	みどり市大間々町
群馬整肢療護園（若草病棟）	50 人	高崎市足門町
両毛整肢療護園	60 人	桐生市広沢町

（福祉型障害児入所施設）

名 称	定 員	所 在 地
しろがね学園	54 人	前橋市東大室町
わたらせ養護園	40 人	桐生市新里町
しきしま学園	12 人	渋川市赤城町

(4) 里親の状況

ア 里親制度の目的

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなったこどもに、養育への正しい理解と温かい愛情を持った里親の下での養育を提供するものです。里親の家庭において、特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、こどもの健全な育成を図ります。

平成 20 年改正児童福祉法により、社会的養護の質の拡充のため、里親委託を促進するための制度的な枠組みが整備され、「養育里親」と「養子縁組里親」の区別、里親認定登録制度の見直し、研修の義務化、里親手当の引上げ等が行われました。

また、平成 23 年 3 月には、「里親委託ガイドライン」が制定され、“里親委託優先の原則”が明確に示され、里親及びファミリーホームにおける養育の質の確保と向上を目的として、「里親及びファミリーホーム養育指針」も制定されました。

里親委託優先の原則 ～「里親委託ガイドライン」より抜粋～

家族は、社会の基本的集団であり、家族を基本とした家庭は子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。このため、保護者による養育が不十分又は養育を受けることが望めない社会的養護のすべての子どもの代替的養護は、家庭養護が望ましく、養子縁組里親を含む里親委託を原則として検討する。特に、乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、子どもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが大切である。

社会的養護が必要な子どもを里親家庭に委託することにより、子どもの成長や発達にとって、

- ① 特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、自己の存在を受け入れられているという安心感の中で、自己肯定感を育むとともに、人との関係において不可欠な、基本的信頼感を獲得することができる、
- ② 里親家庭において、適切な家庭生活を体験する中で、家族それぞれのライフサイクルにおけるありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることが期待できる、
- ③ 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、身近な地域社会の中で、必要な社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得することができる、

というような効果が期待できることから、社会的養護においては養子縁組里親を含む里親委託を優先して検討するべきである。

さらに、平成 28 年改正児童福祉法では、国や地方公共団体の責務として、こどもが「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親やファミリーホームにおいて継続的に養育されるよう、必要な措置を講じなければならないとされました。翌 29 年度には「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、改正児童福祉法の理念等を具体化し、実現に向けた改革の工程が提言され、より高い里親等委託率等が求められることとなりました。（里親委託率目標(全国)：就学前児童：75%、学童期以降：50%）

イ 里親の種類

里親には、以下の 4 種類があります。

○養育里親

「保護者がいない・保護者に監護させることが不適當」なこどもをいずれは実親の元へ戻ることを視野に入れて養育する里親

○養子縁組里親

要保護児童について養子縁組によって養親となることを希望する里親

○親族里親

要保護児童に対して、扶養義務のある 3 親等内の親族で養育者としてふさわしい里親

○専門里親

養育里親のうち、養育が必要であると知事が認めた被虐待児童、非行児童、障害のあるこどもに対し、養育を行う里親

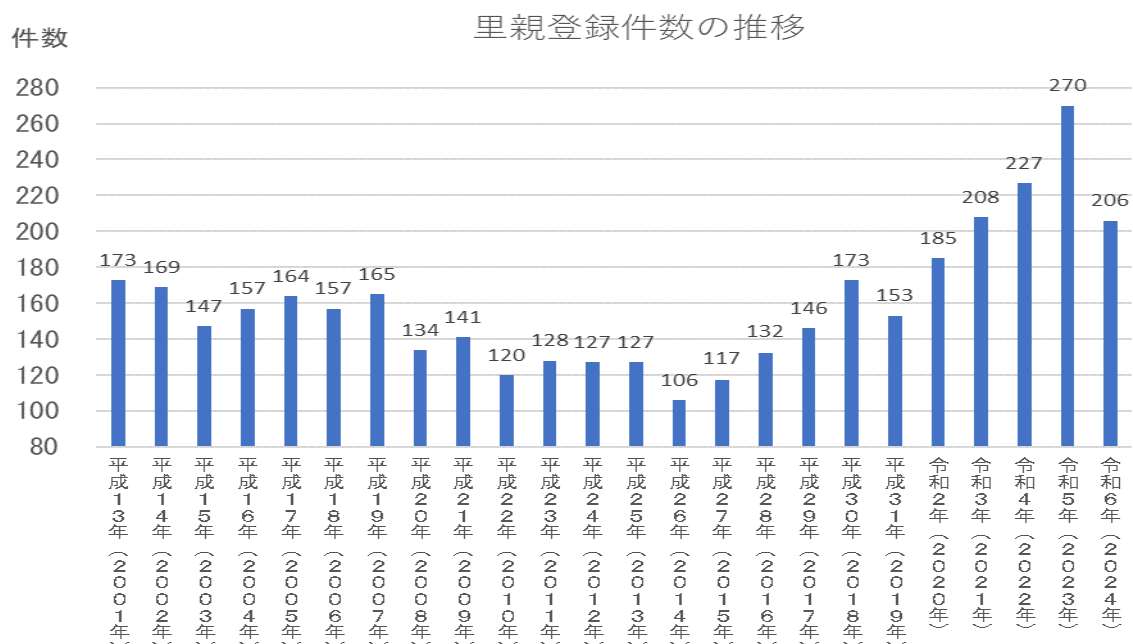
養育里親については 5 年ごと、専門里親については 2 年ごとに里親継続の意思、家庭の状況等調査を実施し、研修修了を経て登録更新を行うことになっています。



図6は本県における里親登録件数の推移です。里親登録数（毎年度4月1日現在）については、平成26年以降、5年に1度の更新年度を除いて一貫して増加傾向にあり、令和5年度は過去最大の270世帯となりました。

令和6年4月1日現在の登録状況は、206世帯で、内訳は養育里親82世帯、養子縁組里親24世帯、養育里親及び養子縁組里親91世帯、親族里親9世帯となっています。なお、養育里親のうち、専門里親は12世帯（兼養育里親）となっています。

<図6>



(5) 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム事業）の状況

ファミリーホームは、児童養護施設、里親制度と並ぶ新しい児童養護のかたちとして、平成21年度から制度化されました。養育者を3人以上（補助員を含む）置いて運営することが条件で、養育者の住居において、定員5～6人の子どもを養育するものです。

県内には、令和6年4月1日現在で9者が稼働しており、定員は合計52人です。

名称	定員	所在地
ファミリーホーム上野	6人	前橋市表町
中野ホーム	5人	前橋市関根町
循環の森やまの家	6人	前橋市富士見町
Familyhome Comfy Toyoda	6人	前橋市江木町
ファミリーホームひまわり	6人	高崎市倉賀野町
めぐみほーむ	5人	高崎市金古町
ファミリーホームはなみずき	6人	桐生市天神町
みんな家	6人	太田市新田下田中町
妙義の家	6人	富岡市妙義町

2 社会的養育の将来像

(1) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込

代替養育を必要とするこどもとは、保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適當であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者を指します。

令和6年度の間見直しにあつて参照する国の策定要領においては、「現行計画における代替養育を必要とするこども数の見込みについて、時点修正すること。」「年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）ごとに算出すること。」「算出に当たっては、潜在的需要を考慮すること」とされています。

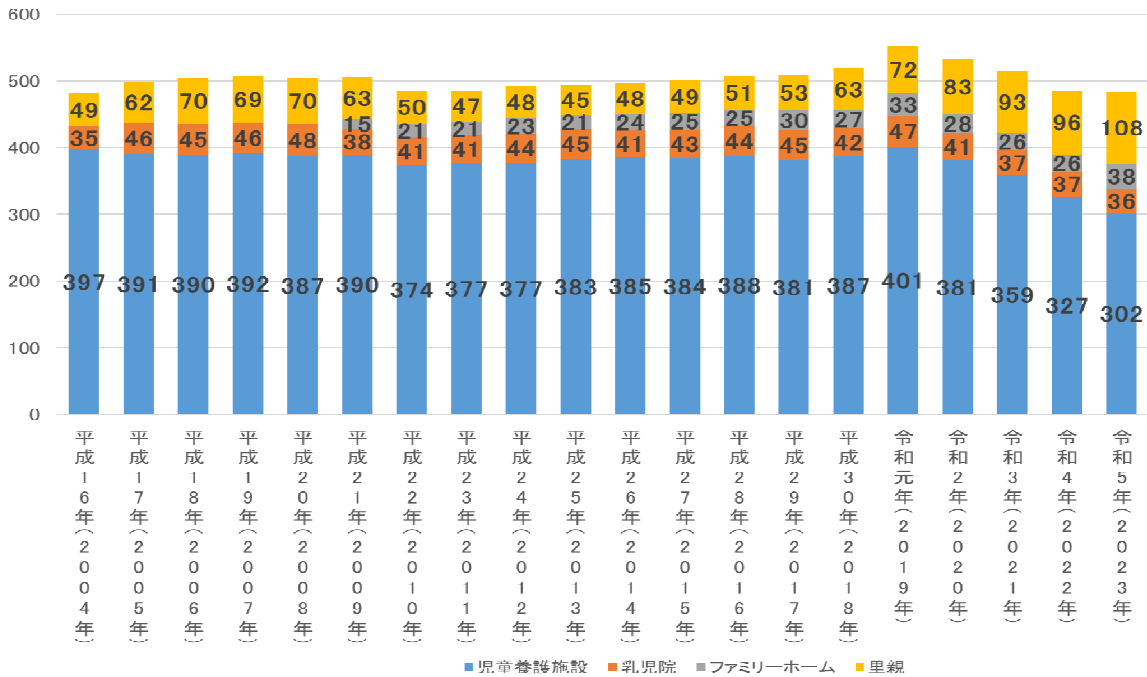
図7は、本県における、0～18歳の人口の推移と将来推計です。平成16年には、383,550人でしたが令和5年には、277,230人となり、減少が続いています。出生率の減少等に伴い、今後一層の減少幅となる見込で、令和32年度には、181,632人となると推計されています。また、令和27年度の推計値は、現行計画策定時の推計203,263人から1万人程度下方修正された193,871人となっており、予想を上回るスピードで少子化が進行していることがうかがわれます。

<図7>



図8は、毎年度の児童養護施設と乳児院、里親、ファミリーホームに措置・委託された児童の最大入所時の推移を示したものです。

施設等入所児童数の推移



近年の状況を見ると、平成25年度から令和元年度までの間で、0～18歳の児童人口が35,261人(10.4%)減少しているのに対して、施設等入所児童は59人(11.9%)増加しています。現行計画策定時には、「この状況は今後もしばらくの間は続くと考えられ、児童人口の減少に対して、代替養育を必要とするこどもは増加していくと考えられます。」と予想されていましたが、これ以降は一貫して減少に転じ、令和元年度から令和5年度までの間で、0～18歳の児童人口が29,321人(9.6%)減少しているのに対して、施設等入所児童は69人(12.5%)減少しています。

一方で、少子化の加速にかかわらず、児童相談所の相談対応件数(第2節(2)図4)は高止まりしており、社会における代替養育の潜在的需要が増加していることが推測されます。そのため、代替養育を必要とするこども数の見込みを算出する際には、これまで用いていた施設等入所児童数の増減だけでなく、代替養育の潜在的需要を考慮する必要があります。

こうしたことを踏まえると、令和11年度までの各年度における代替養育を必要とするこどもの数の見込みは次の表になります。

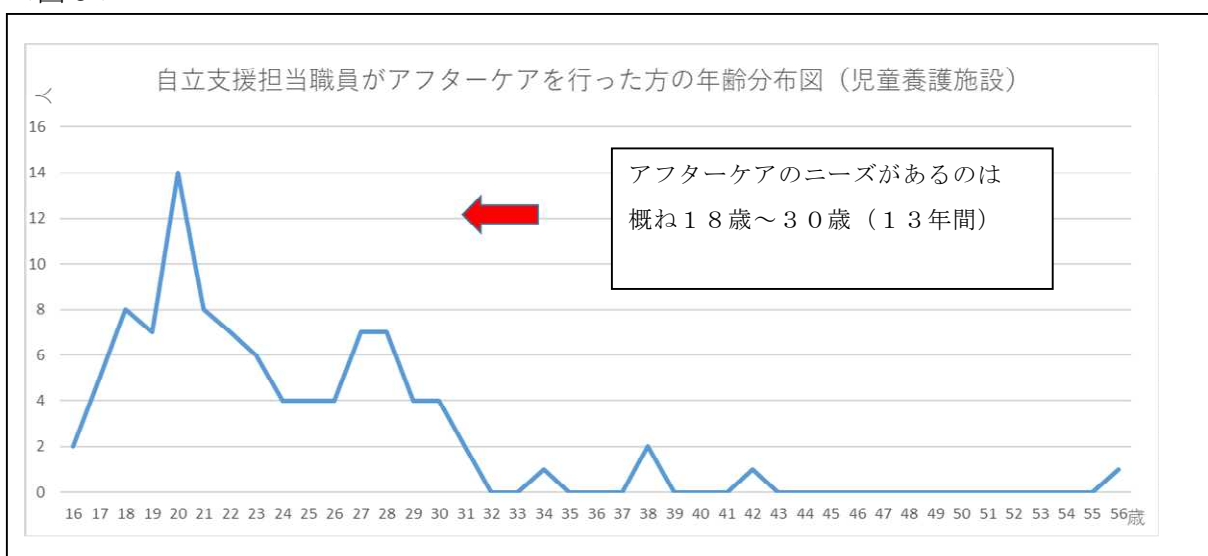
< 代替養育を必要とするこども数の見込み > (単位：人)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～18歳	523	517	510	504	497	491
3歳未満	48	48	47	46	46	45
3歳以上就学前	78	77	76	75	74	73
学童期以降	397	392	387	383	378	373

(2) 各年度における自立支援を必要とするケアリーバー等数の見込

「ケアリーバー」とは、社会的養護経験者のことであり、児童養護施設等の経験者又は里親委託の解除者を指します。また、「ケアリーバー等」とは、ケアリーバーに加え、被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を言います。令和4年改正児童福祉法において、ケアリーバーの実情を把握することが、都道府県が行わなければならない業務として位置付けられ、また、必要な援助を行うこととされました。これを踏まえ、自立支援を必要とするケアリーバー等の数の見込みを推計します。算出に当たっては、計画期間内に18歳を迎える者及び各年度に措置延長されている者を把握した上で、それらの中から、措置延長等を必要とする者を適切に見込むこととされています。このため、代替養育（施設及び里親家庭での養育）経験者のうち、高校等卒業の年齢で就職・進学等を理由に措置解除となった者の数と、児童養護施設の自立支援担当職員の支援実績を踏まえ、下記の表のように見込数を設定しました。

<図9>



<自立支援を必要とするケアリーバー等数の見込>

(単位：人)

各年度新たに自立支援を必要とする ケアリーバー等数	22人
自立支援を必要とするケアリーバー等数	287人

(3) 社会的養育に必要な資源の整備

令和6年4月1日現在の里親登録件数が206世帯であることや、乳児院、児童養護施設及びファミリーホームの定員の合計が352人であるのに対して、実際の里親及びファミリーホームへの委託児童数や乳児院及び児童養護施設の入所児童数が473人※であることから、現時点においては社会的養育の供給量は充足しているように見えます。

しかし、前述したとおり、里親には種類があり、すべての里親登録世帯が、即座にこどもを受託できるわけではありません。また、家庭養育の優先を進める中においても、施設での養育を必要とするこども（里親家庭での養育が困難なこどもや、年長で今までの経緯から家庭的な生活をすることに拒否的になっているこども等）については、専門的で質の高い養育を施設において行うことが求められます。さらに、施設については、入所のほかにも一時保護委託でこどもを受けている場合もあり、特に乳児院については、常時、一時保護委託を受けている状況となっています。このように、社会的養育の供給量を検討していくためには、里親家庭での養育が困難なこどもや、一時保護委託を必要とするこどもの状況も踏まえることが求められます。

今後の社会的養育においては、代替養育が必要なこどもに対して、令和4年改正児童福祉法の理念のもと、こどもの最善の利益の観点から、こども一人ひとりにとって、最適な養育環境を提供していく必要があります。

養育環境の整備にあっては、まずは、家庭養育優先原則に基づき、代替養育の中心となる里親やファミリーホームの重要性がますます増大していきます。

一方で、代替養育を必要とするこどもの中には、里親やファミリーホームでは養育が困難な、心理職や医師、看護師などの専門職による即時の対応が必要となるケアニーズが非常に高いこどももおり、そうした体制を完備する乳児院や児童養護施設の重要性も増大していきます。特に乳児院については、乳児院に入所しているこどもの多くが何かしらの疾患を抱えていたり、病名がなくても虚弱体質であったりと、定期的な通院や、常時看護師によるきめ細やかなケアが必要となっています。こうしたことから、ケアニーズの高いこどもに対して安心・安全な養育環境を整備していく必要があります。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならないようにしていくことが求められています。また、上述の通り一時保護の受け皿としてのニーズも依然として高いことから、一時保護専用施設の設置等、多機能化も含めた施設運営を検討していくことが求められています。

これらのことを踏まえ、代替養育が必要なこどもに養育される環境がなくなるのではないよう、本県においては次の（3）のとおり、代替養育を必要とするこどもの受入体制を整備していきます。なお、この受入見込数は、第2章1（1）具体的取組方策①の指標である「里親等委託率」、及び同（3）具体的取組方策③の指標である里親登録数及び稼働率を目標値どおり達成した場合の見込として算出しています。

※令和6年3月31日現在の人数

児童養護施設	300人
乳児院	30人
里親	105人
ファミリーホーム	38人
計	473人

●代替養育を必要とするこどもの受入見込

<里親・ファミリーホーム> (単位：人)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	22	25	27	29	32	34
3歳以上就学前	45	47	49	51	52	55
学童期以降	147	157	163	172	181	186
計	214	228	239	252	265	275

<児童養護施設・乳児院> (単位：人)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	26	23	20	17	14	11
3歳以上就学前	33	30	26	24	21	18
学童期以降	250	235	225	210	196	186
計	309	288	271	252	232	216

●里親等委託率 ※ (単位：%)

年 度	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	46	52	57	63	69	75
3歳以上就学前	58	61	65	68	71	75
学童期以降	37	40	42	45	48	50
計	41	44	47	50	53	56

※里親等委託率とは、社会的養育のうち、里親及びファミリーホームの委託児童数並びに乳児院及び児童養護施設の入所児童数の合計に対する里親及びファミリーホームの委託児童数が占める割合（詳細は第2章1（1）参照）

第3節 計画の基本的な考え方

1 基本方針

～社会的養育を必要とするこどもの最善の利益の実現～

令和4年改正児童福祉法の理念のもと、こどもが権利の主体であるということを十分に踏まえ、こどもが家庭において健やかに養育されるよう、関係機関が協力し、保護者や家庭を支援していきます。

また、代替養育が必要なこどもについては、家庭養育優先原則を徹底し、こどもの最善の利益の実現を目指します。

こどもが健やかに育ち、社会で活躍できるよう、様々な関係機関・関係者との連携を図りながら計画の推進に取り組んでいきます。



2 基本的視点

本計画の推進に当たって、前述の基本方針を踏まえ、基本的であり、大切な考え方として、4つの視点を掲げました。

I こどもを健やかに育てる <こどもの健全育成の視点>

家庭の養育・監護機能の低下、不安定な経済状況により、家庭において適切な養育を受けることができないこどもたちが安心して健やかに成長できるよう、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設による社会的養育の充実を図ります。

II こどもを守る <こどもの安全を守る視点>

こどもの虐待は、家庭における様々な問題に起因することもあることから、虐待が深刻化・顕在化する前に、学校や医療機関等の関係機関と連携し、早期発見・早期対応に努め、家庭に対する様々な支援の充実を図ります。

III こどもを支える人を育てる <こどもの支援者育成の視点>

こどもを日々直接処遇する施設職員や里親の資質向上を図るとともに、児童相談所や市町村の職員の専門性の向上を図ります。また、各地域で活動している子育て支援組織や地域住民が、社会的養育の支援者となり得るよう育成を進めていきます。

IV こどもの将来への自立を支える <こどもの自立支援の視点>

地域の中でこどもの個性が尊重されつつ、こどもが将来自立して生活できるよう、地域社会全体で様々な関係者により支えていきます。

3 施策体系

基本方針を踏まえた4つの視点に基づき、計画推進に当たっての4つの施策目標を掲げ、それに対応した具体的な施策を展開していきます。

基本的視点	施策目標	基本施策項目
I こども を健やかに 育てる	養育環境の整備	(1) 代替養育を必要とするこどものパーマ ネンシー保障
		(2) 施設の高機能化及び多機能化・機能転 換、小規模かつ地域分散化の推進
		(3) 里親制度の普及推進、里親の確保
		(4) 里親、ファミリーホームへの支援
		(5) 里親養育の包括的な支援（フォスタリ ング業務の実施）
		(6) こどもの状況に応じた一時保護環境の 整備
		(7) 障害児入所施設における支援
II こども を守る	児童虐待の防止	(1) 児童虐待の予防・防止の取組強化
		(2) 警察、学校及び医療機関等の関係機関 との連携強化
		(3) 被虐待児童の早期保護
		(4) 市町村のこども家庭支援体制の構築等 に向けた取組
		(5) 支援を必要とする妊産婦等の支援
III こども を支える 人を育て る	人材の育成	(1) 施設職員の専門性の向上、人材の確保
		(2) 児童相談所職員の専門性の向上
		(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び 設置促進
IV こども の将来の 自立を支 える	こどもの自立支援 (ライフサイクルを 見通した支援)	(1) こどもの自立支援策の強化
		(2) こどもの権利擁護体制の整備（意見聴 取・アドボカシー）
		(3) アフターケア（施設退所後並びに里親及 びファミリーホーム委託解除後の相談 支援）への取組

第4節 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 県の推進体制

県では、本計画に沿って、令和4年改正児童福祉法に基づき、代替養育としての性格も有する一時保護改革、里親への包括的支援体制としてフォスターリング機関事業の構築、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親やこどもへの支援、こどもの自立支援などの積極的、効果的な推進を図るため、「群馬県社会的養育推進会議（以下、「推進会議」という。）」を設置し、着実な取組を行っていきます。

推進会議は、当事者である里親、ファミリーホーム及び施設関係者の幅広い参画の下で行い、県及び市町村、関係施設・機関、関係団体等が相互に協力し合いながら密接な連携を行います。

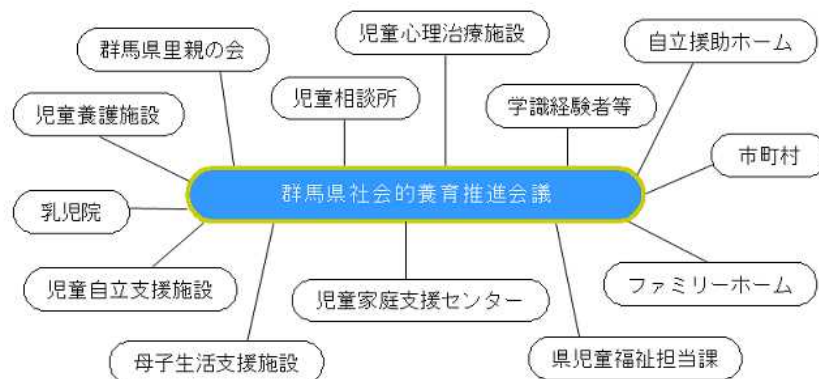
(2) 市町村や関係施設・機関等との連携

本計画の効果的な推進を図るためには、県及び市町村、関係施設・機関、関係団体等が相互に協力し合いながら密接な連携を行うことが必要です。令和6年度の間見直しに当たっては、市町村や各種関係機関にオブザーバーとして推進会議への参加を呼びかけ、幅広い立場からの意見を反映しました。また、県子ども・子育て支援事業支援計画及び市町村子ども・子育て支援事業計画の内容も取り入れ、市町村家庭支援事業との整合性を図っています。

また、同時に、各児童養護施設等における社会的養育推進計画との調整を図りながら、施策展開を行うことが求められます。

このため、本計画策定後の推進体制については、推進会議を核とするほか、必要に応じて、関係施設・団体等との計画推進のための連絡会議等を開催するなどし、計画の目標達成に向けての情報共有や推進方策の検討等を行っていきます。

<推進体制>



(3) 計画策定等における当事者である子ども（ケアリーバーを含む）の意見の反映

令和4年改正児童福祉法においては、措置の実施や、措置中の処遇に対するこどもの意見又は意向に関し、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県の業務に位置付けるとともに、措置及び一時保護決定時等の意見聴取等措置、こどもの意見表明等支援事業の創設等、こどもの権利擁護に関する取組について拡充が図られました。

本県においても、こどもが権利の主体であることに改めて留意した上で、取組を推進するとともに、令和6年度の計画中間見直しに当たっては、里親等や施設等に在籍経験のあるこどもに対してインタビュー調査を実施し、基本施策の設定に当たっては当事者の意見が反映されるよう検討を行いました。インタビューの実施内容及び結果については、巻末参考資料のとおりです。

また、(4)に記載する計画の進捗状況の自己点検において、里親等や施設等に在籍しているこども等へのアンケートを行うなど、意見を定期的に確認し、適切に反映できる体制を構築します。

(4) 計画の自己点検及び評価

令和6年度の間見直しにより、評価のための指標が具体的に設定されたことから、毎年度、計画の進捗を自己点検・評価し、その結果を推進会議に報告します。自己点検・評価によって明らかになった課題等は、速やかに取組の見直しを行います。

中間見直し後の令和7年度と、計画最終年度である令和11年度の間年（令和9年度末）を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行い、その時点における社会情勢等の変化を踏まえながら、的確に対応した取組の促進を図ります。

なお、令和2年度から中間見直しまでの達成状況及び未達成項目の要因分析については、巻末参考資料のとおりです。

第2章 具体的取組方針

○施策体系に沿った具体的取組の方向

基本方針「～社会的養育を必要とするこどもの最善の利益の実現～」を踏まえた4つの基本的視点及び施策目標に基づき設定した基本施策項目の取組を行うことで、社会的養育の推進に取り組んでいきます。

1 養育環境の整備

現在の社会的養育体制は、戦後の孤児対策以来、その時代の社会状況を反映した形で構築されてきました。しかし、近年、家族や地域による支援機能の低下や虐待等、こどもの抱える背景の多様化が指摘されるなど、社会状況は大きく変化しており、このような状況に対応できる体制にすることが強く要請されています。

(1) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

【現状・課題】

令和4年改正児童福祉法においては、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、市町村の家庭支援事業が法律上位置づけられたほか、都道府県に対しては、親子再統合支援事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施することが努力義務とされました。

これらを踏まえ、児童相談所においては、市町村をはじめとした関係機関と緊密な連携のもと、改めて家庭的養育優先原則とパーマネンシー保障（永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障）の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要があります。

【推進の方向】

支援を必要とする家庭等に対しては、まず、市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力が行われるよう体制を構築します（具体的には、本章1（2）④で記載。）。また、代替養育を必要とするこどもは、家庭養育優先原則を踏まえ、家庭復帰に向けて最大限努力します。

それらが困難と判断された場合は、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討します。これは、家庭における養育環境と同様の家庭環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、こどもの心身の成長や発達には不可欠であることを踏まえたものです。特に、乳児期は特定の養育者との間で安定した愛着関係を築くことが重要であることから、実親の養育が困難な新生児については、特別養子縁組を進めていきます。年長児についても、民法等の一部を改正する法律により、特別養子制度における養子となるこどもの年齢の上限が引き上げられたことを踏まえ、こどもにとって永続的に安定した養

育環境を提供することが重要であることから、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、パーマネンシー保障としての特別養子縁組を進めます。

さらに、これらのいずれも代替養育先として適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行います。これら施設への入所の措置の期間は、できるだけ短期間となるよう、児童相談所において適切なケースワークや進行管理を行います。

なお、個々のこどもに対する具体的な措置は、児童相談所における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を十分踏まえたアセスメントの結果によって、こどもの最善の利益の観点から行われるものであることに留意が必要です。

【具体的な取組方策】

- ①こどもの措置を検討する際には、家庭における養育環境と同様の養育環境を優先する「家庭養育優先原則」に基づき、まず里親及びファミリーホームへの委託を検討し、特に新生児の里親委託については積極的に進める。
- ②パーマネンシー保障の観点から、特別養子縁組や普通養子縁組の推進のための支援体制を構築する。親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等が生じた場合は、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判を積極的に活用する。
- ③児童相談所に、親子関係再構築支援プログラムに係る専門チームを設置し、研修の実施体制を整備する。一時保護又は措置により家庭から分離中のこども及びその保護者に対し、こどもの意向を尊重しながら、プログラムの実施を推進する。
- ④措置中のこどもについて、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援等、就学・進学等のライフステージも考慮した適切なケースマネジメントが行われるための確認体制を整備する。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

○里親等委託率（基準日：各年度3月31日）

年齢区分	R5	...	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満	38%		46%	52%	57%	63%	69%	75%
3歳以上の就学前	54%		58%	61%	65%	68%	71%	75%
学童期以降	23%		37%	40%	42%	45%	48%	50%

(説明) 「乳児院及び児童養護施設に入所措置されているこども及び里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数」に占める「里親及びファミリーホームに委託されているこども数」の割合

<取組方策②関係>

児童相談所による特別養子縁組の相談支援件数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	15世帯	15世帯

(説明) 養子縁組里親の年間新規登録世帯数

児童相談所を通じた特別養子縁組が成立した割合	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	1.3%	2%

(説明) 代替養育を必要とする児童のうち、児童相談所を通じて特別養子縁組が成立した割合

特別養子縁組等に関する研修の開催回数及び受講した児童相談所職員数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	実施回数：1回 受講者数：34人	実施回数：1回 受講者数：30人

(説明) 福祉人材育成研修において社会的養護に関する研修を受講した人数

<取組方策③関係>

親子関係再構築支援の実施割合	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	把握なし	100%

(説明) 虐待を主訴として一時保護を実施し、年度内に解除したケースのうち、虐待再発防止（保護者支援）ガイドラインの手法によりケースワークを実施した割合

親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	実施回数：7回 受講者数：40名	実施回数：7回 受講者数：40名

(説明) 虐待再発防止（保護者支援）ガイドラインに関する研修の実施回数・受講者数

(2) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進

【現状・課題】

ア 社会的養育に占める家庭養育の割合

本県における令和6年3月31日現在の里親等委託率は、30.2%となっています。

なお、全国の里親等委託率の平均は令和3年度末において23.5%となっていました。が、同じ時点において本県は24%でした。

本県の家庭養護（里親・ファミリーホーム委託）の児童数は、令和元年度には100人を超えて以降、年々増加しており、令和5年度には140人を超えました。

イ 児童養護施設等の状況

児童養護施設（8か所）の令和6年3月31日現在の入所児童数は、定員352人に対し、入所297人で、入所率は85.2%となっています。

また、乳児院（3か所）の入所状況は、令和6年3月31日現在、定員50人に対し

し、入所 30 人で、入所率は 60%となっています。なお、乳児院は措置入所しているこどものほかに、常時、一時保護委託されているこどもがおり、実質的に入所率はほぼ 100%となっています。

入所措置されるこどもにおいては、被虐待児童や発達障害児等、何らかの障害を有するこどもの比率が高まっています。こうしたこどもたちには、専門的なケアが必要であることから職員の資質・専門性の向上が求められています。また、乳児院にあっても、虐待等で傷ついた乳幼児の治療的機能や病虚弱や障害で医療や療育の必要なこどもに対して、リハビリ等を行う機能が求められています。

また、家庭の養育・監護機能の低下、不安定な経済状況等により、家庭調整の困難性もあり、児童養護施設にあつては、施設から社会自立せざるを得ないこどもも増加しており、就業支援や自立支援、退所後のアフターケアなど、社会への適応を図るための手厚い支援が求められています。乳児院にあつては、保護者の多くが家族関係に問題があり、頼れる親族もおらず、子育てに負担感や不安感を抱えていることから、子育て支援機能の充実が必要であり、また家庭復帰が難しく児童養護施設への措置変更が考えられる場合には、里親やファミリーホームへの委託へ向けた関係調整機能が求められます。

ウ 施設の高機能化及び小規模かつ地域分散化の推進

本県では、令和 6 年 3 月 31 日現在で、7つの地域小規模児童養護施設があります。家庭養育優先原則を踏まえ、「できる限り良好な家庭的環境」となる地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアでの養育を進めていく必要があります。

また、そのような養育環境の中で、社会において自立的生活を形成するとともに、維持しうる能力を形成していく必要があります。適切な自立支援及びアフターケアを行うための支援体制を構築するなど、これまで以上に施設の高機能化が求められています。

さらに、地域の現状を踏まえて、施設に一時保護専用施設を整備することや、児童家庭支援センターの併設や里親支援事業の実施について検討するとともに、子育て短期支援事業をはじめとする市町村の家庭支援事業を積極的に実施することなどにより、その専門性を、施設の高機能化・機能転換を図る中において発揮し、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関として重要な役割を担っていくことが期待されています。

【推進の方向】

社会的養育を必要とするこどもに対し、平成 28 年改正児童福祉法第 3 条の 2 に基づき、できる限り良好な家庭的環境を提供できるよう、個々の施設の実情を把握しつつ、必要な助言や支援を行いながら計画的な整備に努めます。

家庭での養育が困難なこどもや長期間施設で生活をしてきたことなどにより家庭的な生活をすることに拒否的になっているこどもが呈する、情緒・行動上の問題の解消や軽減を図る養育を行っていきます。

一方で、虐待を受けたこどもや障害のあるこどもなど、養育が難しいこどもが増えており、家庭的な養育環境である地域小規模化した施設、里親、ファミリーホームの

ような閉鎖的な環境においては、その養育の難しさゆえに、社会的養育下における虐待の危険性も高まります。こうしたことから、施設においては、風通しのよい施設運営を行うとともに、本体施設との連携を密にするなど、職員を孤立させない環境を整えていきます。また、児童相談所は措置した後も引き続き施設、里親、ファミリーホームと連携を図り、こどもの安心安全を確保していきます。

また、施設がその専門性を活かし、在宅で不適切な養育をされている乳幼児や実親、里親・里子に対しても総合的に支援を実施できる社会資源としての機能を備えられるよう支援します。潜在的に代替養育のニーズのあるこどもを把握した場合は、適切な支援に繋がるよう、関係機関との連携体制を構築します。

【具体的な取組方策】

- ①こどもができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、地域小規模児童養護施設の設置を推進するなど、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保するとともに、施設の養育機能強化を推進する。
- ②こどもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、できる限り原籍校への通学が可能となるよう児童養護施設における一時保護委託の受入体制の整備を推進する。
- ③里親登録時や更新時の施設研修を始め、里親に対する研修など、里親の養育力向上のための支援を行う。
- ④市町村が行う家庭支援事業（例：子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、親子関係形成支援事業など）の受託など、施設入所によらない地域における子育て支援を行う。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

小規模かつ地域分散化した施設数	基準日	施設種別	設定時実績	R11目標
	3月31日	児童養護施設	6施設	8施設
		乳児院	2施設	3施設

(説明) 地域小規模施設や分園型小規模グループケアで養育できる施設数

施設の入所定員数	基準日	施設種別	設定時実績	R11目標
	3月31日	児童養護施設	352人	290人
		乳児院	50人	40人

(説明) 本体施設及び地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアの認可定員数の合計

養育機能強化のための専門職の加配施設数、加配職員数	基準日	設定時実績	R11目標
家庭支援専門相談員※1	3月31日	8施設（8名）	11施設（11名）
心理療法担当職員 ※2	3月31日	9施設（9名）	11施設（11名）
自立支援担当職員 ※3	3月31日	4施設（4名）	8施設（8名）

（説明）専門職の配置について、県の加算実施要綱に基づき加算認定を受けている施設数及び人数

※1 配置基準（1名）を超えて家庭支援専門相談員を配置している施設数及び加配人数（児童養護施設及び乳児院）

※2 心理療法担当職員を配置している施設数及び配置人数（児童養護施設及び乳児院）

※3 自立支援担当職員を配置している施設数及び配置人数（乳児院）

<取組方策②関係>

一時保護専用施設の整備施設数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	1施設	11施設

（説明）一時保護児童に対して小規模なグループによるケアを行う施設（一時保護実施特別加算の対象となる施設）数

<取組方策③関係>

必修研修以外の里親研修の実施回数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	5回	32回

（説明）里親研修・トレーニング事業において、各施設の里親支援専門相談員が企画運営する義務以外研修の回数

<取組方策④関係>

市町村の家庭支援事業を委託されている施設数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	なし	11施設

（説明）改正児童福祉法に規定された家庭支援6事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業）のうち2事業以上を受託している施設数

養育機能強化のための事業の実施施設数	基準日	設定時実績	R11目標
親子支援事業	3月31日	実施なし	11施設
家族療法事業	3月31日	実施なし	11施設

（説明）「児童福祉施設における施設機能強化推進費」の対象となる親子支援事業、家族療法事業の実施施設数

(3) 里親制度の普及推進及び里親の確保、里親委託の推進

【現状・課題】

代替養育を必要とするこどもにとって里親制度は、家庭的な環境の下で養育を行うことでこどもの愛着関係を形成し、人と人との適切な関係作りを学んだり、社会性を養うことが期待できたりと、その役割は大きく、積極的に活用していく必要があります。本計画においても、里親委託の推進を目標に掲げて取り組んできた結果、計画初年度である令和2年度と比較して、里親委託率は21%から30%（令和5年度）と大幅に向上しました。

しかしながら、令和5年度の目標としていた35%には届いていないため、さらなる取組が求められます。里親委託の課題としては、下記のようなものが考えられます。

- ・こどもと里親のマッチングの問題：里親の希望する条件（年齢、性別、養子縁組可能性等）に合致しないことがある。
- ・こどもが抱える問題の複雑化に伴う里親家庭への継続的な支援の問題：発達障害等こどもが抱える問題の複雑化に里親が対応するための養育技術の向上が必要。
- ・実親の同意の問題：里親等委託に対する実親の同意を得ることが難しい。
- ・登録里親の養育技術・経験にばらつきが存在する：里親の養育技術及び経験にばらつきがあり、こどもの状態像によっては委託先の里親に限られる場合がある。
- ・里親の資源数が十分でない：里親等委託の受け皿となる十分な里親数が確保できていない。

こうした背景には、児童福祉において、里親委託が施設養護と比べて必ずしも重要視されてこなかったため、里親制度が社会に十分認知されておらず、養育里親に関する理解が進んでいないという状況があります。

【推進の方向】

里親制度は、誰のために何のためにあるのかといった議論を深め、更なる普及啓発活動を推進していきます。

里親への委託を推進するためには、未委託里親への委託を進めるとともに、こどもを十分にアセスメントした結果から最もふさわしい里親が選択できるよう里親登録数を増やすことが重要です。養子縁組里親の確保とともに、実親が育てられるようになるまでの期間、あるいはこどもが自立できるようになるまでの間、養育する養育里親を確保する必要があります。

また、ファミリーホームは、里親同様、家族の人間関係による社会性の獲得や将来の家庭形成のモデルとなる役割を果たすことができることから、積極的な活用を推進します。今後、里親経験者による開設、児童養護施設等の職員が独立しての開設、児童養護施設等を設置する法人による開設が期待されることから、事業の周知や事業実施に向けた支援を行っていく必要があります。

【具体的な取組方策】

- ①里親制度の周知及び里親確保のため、日常生活の中で里親制度に関する情報に触れられる機会を作る。様々な広報媒体により普及啓発を行い、関係機関とも連携した広報活動を実施する。

(例) 新聞・ラジオ・行政機関の広報媒体・イベントや店舗でのリーフレット配布
・講演会・制度説明会・出前講座 等

- ②要保護児童対策地域協議会等、市町村と児童相談所や児童家庭支援センターとの会議等の場において、里親制度について理解促進を図る。
- ③「1小学校区に1里親家庭」を目標に、地域ごとに里親を確保することを念頭に置いたリクルート活動を行う。
- ④養育経験の豊富な里親を中心に、ファミリーホームが新規開設できるよう推進するとともに、制度の周知を図る。



【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策③関係>

里親登録（認定）数	基準日	設定時実績	R11目標
里親全体	4月1日	196世帯	318世帯
養育里親	同上	173世帯	280世帯
養子縁組里親	同上	114世帯	184世帯
専門里親	同上	14世帯	23世帯

(説明) 県内の登録里親世帯数

里親登録に係る県児童福祉審議会の開催件数	基準日	設定時実績	R11
	3月31日	4回	2回以上

(説明) 県児童福祉審議会児童福祉分科会里親部会の開催件数

里親稼働率	基準日	設定時実績	R11
	3月31日	35%	50%

(説明) 里親登録数に対する委託里親数の割合（年間に1回でも委託のあった里親）

里親に委託するこどもの人数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	105名	213名

(説明) 里親 (ファミリーホームを除く) に委託されている児童の人数

< 取組方策④関係 >

ファミリーホーム設置数	基準日	設定時実績	R11目標
	4月1日	10箇所	16箇所

ファミリーホームに委託するこどもの人数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	38名	62名

(4) 里親・ファミリーホームへの支援

【現状・課題】

社会的養育が必要とされるこどもの多くは、虐待を受けた経験などにより、心に傷を負い、自己肯定感を持てずにいます。こどもはそうした感情を様々な形で表現し、育てづらさが出る場合も多々あります。こうしたとき里親個人で抱え込むのではなく、子育ての悩みを相談しながら、社会的につながりを持ち、孤立しないことが大切です。

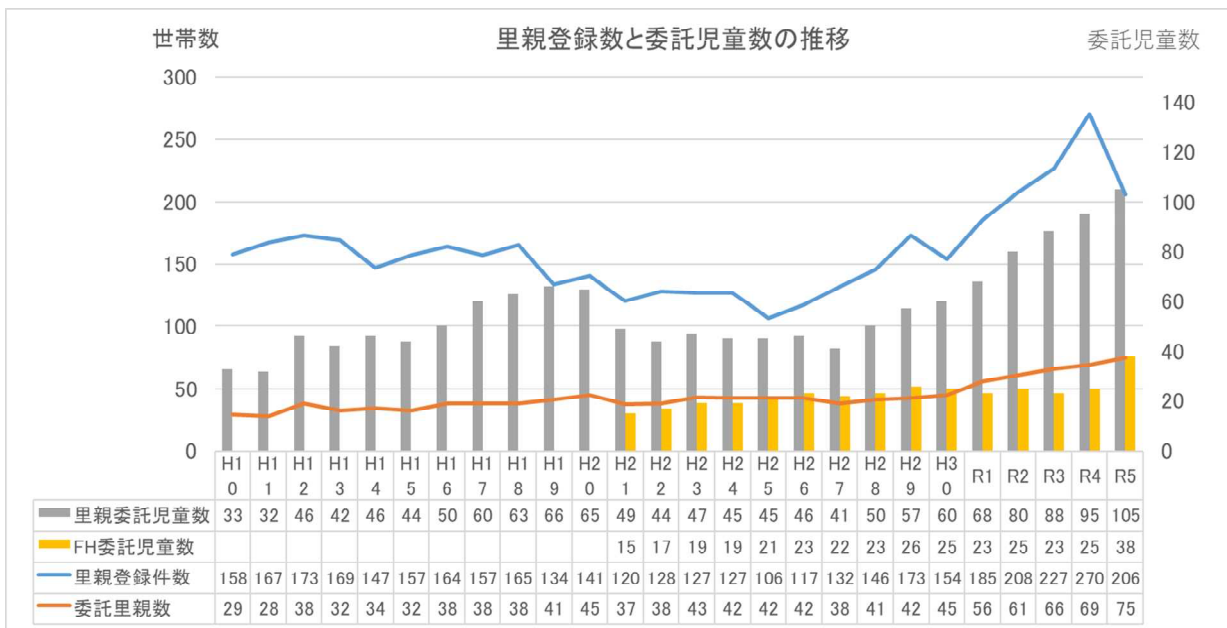
県では、里親に対する支援として、里親研修、委託里親への訪問援助・相談・指導等を実施する里親支援機関事業等を実施しています。

また、平成15年度から中央児童相談所に里親委託等推進員を配置し、平成23年度に、西部及び東部児童相談所に里親訪問支援員を配置して、里親への訪問支援等を実施しています。平成24年度から、各児童相談所管内の児童養護施設又は乳児院に、里親支援専門相談員(各1人)を、平成25年度には群馬県里親の会に里親訪問支援員(1人)を配置し、児童相談所と連携して家庭訪問を行うなどの里親支援を行っています。

さらに、令和4年度から令和5年度にかけて、社会的養育推進会議の部会として「フォスタリング在り方検討部会」を設け、よりきめ細かな里親支援方策について、関係機関で検討を行いました。里親委託の進展に伴い、里親の質の向上が急務であること、里親不調や被措置児童虐待を予防する観点から、里親同士の相互支援(ピアサポート)も重要であることが共有され、令和6年度からは、里親研修・トレーニング事業の内容充実、里親訪問支援・相互交流事業の拡充が行われました。これらの取組が効果的に作用するよう、今後も切れ目のない支援が必要です。

図10は、各年度の里親登録数と委託児童数の推移ですが、委託を受けている里親は全体の3割という状況です。

<図10 里親登録数と委託児童数の推移>



【推進の方向】

フォスタリング業務を行う中で、よりきめ細かい里親支援の在り方について、建設的に関係者間で検討していく必要があります。

委託を推進するに当たり注意しなければならないことは、里親里子の関係にしっかりと目を向け、里親の善意に甘え過ぎず、子育ての多くを負わせることがないように、児童相談所が中心となってチームを組んで進めていくことが必要です。

また、里親支援と併せて、里親委託等推進員等の訪問によるファミリーホーム支援、養育里親研修への参加によるファミリーホーム事業者の資質向上のための支援を、今後も継続して行っていきます。

【具体的な取組方策】

<アセスメント>

- ①里親になろうとする動機が里親制度の趣旨と合っているかなど、委託されるこどものため、里親としての適性を丁寧に確認する。

<研修・トレーニング>

- ②里親の養育技術の向上を図るため、テーマ別の研修を行うとともに、里親同士のピアサポートを通じて互助関係の構築を図る。

<こどもと里親家庭のマッチング>

- ③フォスタリング機関が持つ里親家庭に関する情報や、児童相談所及びこどもが入所する施設が持つこどもに関する情報など、関係機関が持つそれぞれのアセスメント情報を持ち寄り、適切なマッチングを行う。

④里親委託の成功事例を集約し、その事例を児童相談所間で共有することで、里親委託の推進を図る。

<里親養育の支援>

⑤里親やファミリーホームが安心してこどもを養育できるよう、児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置するなど、児童相談所のサポート体制を強化する。

⑥被虐待児や発達障害児など養育が難しいこどもの増加が見込まれることから、里親の養育技術等の向上のための研修の充実、里親の一時的な休息のための援助（レスパイト・ケア）を利用しやすい環境づくりを行う。

⑦要保護児童対策地域協議会における会議を活用し、多機関による里親及びファミリーホームの支援を行っていく。

⑧定期的な家庭訪問や電話にて養育状況を把握し、個々の里親家庭の抱える課題に対応する支援を行う。

⑨委託解除に当たっては、こどもに対し、事情に応じた丁寧な説明を行い、意見を聴くとともに、次の養育の場への移行に当たり、新しい環境への適応がしやすいよう丁寧な支援を行う。里親に対しては、委託解除による里親の喪失感への配慮を適切に行い、次の委託の可能性を探ることで、モチベーションの維持につなげる。やむを得ず委託解除されたケースについては、要因分析を踏まえて対応方針を検討する。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策②関係>

ピアサポート事業におけるアウトリーチ支援件数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	実施なし	年間のべ240件

(説明) 里親相互交流・訪問支援事業において、サポート里親が家庭訪問や電話相談により個別支援を行った回数

<取組方策⑥関係>

里親義務以外研修受講人数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	36人	160人

(説明) 里親研修・トレーニング事業における義務以外研修を受講した人数

レスパイト・ケアののべ実施回数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	55回	165回

(説明) 里親の一時的な休息のため、児童相談所を通じて適切な施設及び里親、FH等が実施したレスパイト・ケアののべ回数

(5) 里親養育の包括的な支援（フォスタリング業務の実施）

【現状・課題】

平成 28 年改正児童福祉法において、こどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、こどもの家庭養育優先原則が明記されました。また、都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）が具体的に位置付けられました。

平成 24 年度からは、各児童相談所管内の児童養護施設又は乳児院に、里親支援専門相談員（各 1 人）を、平成 25 年度には群馬県里親の会に里親訪問支援員（1 人）を配置し、児童相談所と連携して家庭訪問を行うなどの里親支援を行っています。

令和 4 年改正児福法により、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を実施する「里親支援センター」が児童福祉施設として位置づけられました。里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親等委託中における里親養育への支援、里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援体制を構築するため、センターの設置についても段階的に検討を行う必要があります。

【推進の方向】

こどもに最善の養育を提供するために里親が適切な支援を受けられるように、里親制度に対する社会の理解をより一層促進するとともに、里親のリクルート、研修、支援などを里親とチームとなって一貫して担うフォスタリング機関（里親養育包括支援機関）による包括的な支援体制を構築することが不可欠です。

フォスタリング機関を中心に適宜関係機関と連携し、県全域で地域格差のない里親支援を行っていきます。里親支援センターの設置に向けては、NPO 法人等の民間機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、里親会の活用など、幅広い担い手を想定して検討します。

【具体的な取組方策】

- ①令和 6 年度から児童福祉施設として位置づけられた里親支援センターについて、本県における役割を整理の上、段階的に設置に向けた対応を行う。
- ②乳児院及び児童養護施設の里親支援専門相談員を里親登録数や里親委託率の増加を踏まえながら増員し、全乳児院及び児童養護施設に配置する。
- ③児童相談所職員や里親支援関係者に対するフォスタリング業務に関する研修会を実施する。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

里親支援センター、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施施設数	基準値	設定時実績	R11目標
	3月31日	実施なし	1箇所以上

(6) こどもの状況に応じた一時保護環境の整備

【現状・課題】

一時保護は、こどもの安全で迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行うものであり、虐待を受けたこどもや非行のこども、養護を必要とするこども等の最善の利益を守るために行われるものです。また、こどもの安全確保のみならず、権利擁護も図られる必要があります。このため、一時保護の基本的な考え方を一時保護に関わる職員や機関が共有し、適切に支援を行うことが重要です。

また、児童相談所への児童虐待通告が年々増加し、こどもの安全確保に重きを置くことから、一時保護を必要とするこどもは増加傾向にある中、令和3年度からは新たに東部児童相談所一時保護所を開設しましたが、断続的に定員超過が発生する状態にあります。

こうした中、一時保護されるこどもの状況に応じた個別ケアやこどもの権利擁護等を推進し、一時保護の質が担保されるよう、「群馬県一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例」（以下「一時保護所基準条例」という。）を制定しました。

一時保護に関しては、一時保護ガイドライン及び一時保護所基準条例を踏まえ、一時保護においてこどもの状況等に最も適した環境等で生活やケアの質が確保され、こどもの最善の利益が図られるという観点から、不断の見直しを進め、改善を図ります。

【推進の方向】

一時保護が必要なこどもは、年齢も、一時保護を必要とする背景も様々であることから、一人ひとりのこどもの状況に応じた適切な支援を確保し、そのこどもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れた、こどもに安心感をもたらす丁寧なケアが必要です。

そのため、一時保護所においては、こどもの最善の利益を考慮した保護や養育を行う必要があることから、こどもが落ち着いて生活できるための施設、設備、日常生活の過ごし方や活動内容を工夫していく必要があります。令和4年改正児童福祉法に基づき国が策定した、一時保護施設の環境改善に向けた設備及び運営に関する基準を踏まえた対応を行っていきます。

委託により一時保護する場合には、乳幼児については、こどもの状態に応じて、可能な場合は里親やファミリーホームへの委託を検討し、緊急保護のため委託先の里親やファミリーホームが即座に見つからない場合、または、虐待の影響や心身の疾患や障害があり、よりきめ細かな専門的なアセスメントが必要な場合は、児童養護施設等の施設への委託を検討します。学齢以上のこどもについては、こどもの行動上の問題や虐待の影響等への専門的なケアの必要性の程度に応じて、一時保護所、里親、ファミリーホーム、施設を選択します。なお、学齢児以上のこどもが入所する施設への一時保護委託については、措置により入所しているこどもと一時保護されたこどもが混在する施設環境は、双方への影響が大きいため、混在しないよう配慮が必要です。

一時保護を解除する場合には、家庭復帰するこどもに対しては、継続的な支援を行うことができるよう、こども家庭センター、市町村要保護児童対策地域協議会調整機関や関係機関等にも連絡するなど必要な措置を講じます。一時保護するこども、一時

保護から児童養護施設等への入所や里親やファミリーへの委託へと移行するこどもに対しては、こどもの意見や気持ちを十分に聞くとともに、その意見を尊重した援助方針の決定や、そうした移行が必要であることを納得するための十分な説明など、移行期における丁寧な支援が必要です。また、児童養護施設等、里親、ファミリーホームに対しても、アセスメント結果などこどもを支援するために必要な情報を積極的に共有することが必要です。

【具体的な取組方策】

- ①こどもに安全感や安心感を与えるためのケアを行うため、児童心理司などによる面接や、認知行動療法や遊戯療法などを念頭に置いた適切な対応を行う。
- ②こどもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、こどもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう児童養護施設、里親、ファミリーホームに一時保護委託する。
- ③保育所や幼稚園等に通所している乳幼児の場合、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮する。
- ④児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号※の申立て等により、一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においては、児童養護施設等、里親、ファミリーホームへの一時保護委託を検討する。
- ⑤一時保護所職員として必要な知識や支援技術を学ぶため、一時保護所指導者研修などの研修を受講する。
- ⑥こどもの権利擁護を図るため、また一時保護の質の向上のため、第三者評価を実施する。

※児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号

こどもを虐待するなど、そのこどもの福祉を害しているが、親権者が児童養護施設等への入所を拒む場合に、児童相談所が家庭裁判所の承認を得て、入所させようとするもの。

【計画評価のための指標及び目標値】

一時保護施設の平均入所日数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	26.1日	20日

(説明) 一時保護（委託を含む）の平均日数

<取組方策②関係>

委託一時保護が可能な児童福祉施設等の確保数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	1施設	11施設

(説明) 一時保護児童に対して小規模なグループによるケアを行う施設（一時保護実施特別加算対象施設） ※I（2）再掲

委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム等の確保数	基準日	設定時実績	R11目標
	4月1日	養育里親32世帯 FH 9世帯	養育里親 半数 FH 全事業所数

(説明) ショートステイ等の短期預かり意向調査に対し、「可能」と回答した里親数

<取組方策⑤関係>

一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者割合	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	1回 100%	1回 100%

(説明) 児童相談所福祉人材育成研修の一時保護所職員に対する実施回数及び受講者割合

<取組方策⑥関係>

第三者評価を実施している一時保護施設の割合	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	100%	100%

(説明) 一時保護所のうち、定期的に第三者評価を受検している割合

(7) 障害児入所施設における支援

【現状・課題】

こども個々に応じたニーズを満たすためには、障害児入所施設においても、できる限り良好な家庭の環境の中で、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の中での育ちを保障することが必要です。

県内には、医療型障害児入所施設6カ所、福祉型障害児入所施設が3カ所あります。

医療型障害児入所施設では、医療の進歩により高度な医療的ケアを必要とするこどもが増加していることから、きめ細かい支援ができる体制整備に取り組んでいます。

福祉型障害児入所施設では、愛着形成の課題や強度行動障害を有するこども、人との交流が苦手で、視覚的・聴覚的な刺激に過敏であることから、個別の支援を必要とするこどもが増加しています。障害特性に応じた個別支援ができるようハード、ソフト

ト両面での環境整備に取り組んでいます。県内では、1施設でユニット化による小規模ケアが実践されています。

【推進の方向】

障害児入所施設においても、児童福祉施設として、切れ目のない自立支援を促進するとともに小規模グループケアの実施が求められています。

障害のある子どもや家族が、将来にわたって安心して生活できるイメージを持てるよう、ライフステージに沿った支援体制の構築に取り組んでいきます。

【具体的な取組方針】

- ①入所児童が「良好な家庭的環境」において養育されるよう、ユニット化等によるケア単位の小規模化を推進する。
- ②ケア単位の小規模化により、職員の専門性を高める支援の確保及び職員の孤立化・密室化を防ぐための体制強化が必要になることから、小規模化に取り組む施設に対する更なる支援を図る。
- ③愛着形成の課題や強度行動障害、性的問題など、複合的な課題を抱える障害児に対して特にきめ細かい支援が必要になる。強度行動障害に関する研修の推進や、強度行動障害児を受け入れた場合の更なる支援等により、職員の専門性を高めるための支援を行う。
- ④入所児童が円滑に地域生活に移行していけるようにするため、早い段階から退所後を見据えた支援に取り組む体制を構築する。家族や地域、児童相談所、自治体、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関など関係者・関係機関との連携を強化する。

2 児童虐待の防止

(1) 児童虐待の予防・防止の取組強化

【現状・課題】

県内4か所の児童相談所に寄せられた児童虐待通告（相談）件数は、平成17年度以降、500件を超える水準で推移し、平成21年度以降は、毎年度、過去最多を更新している状況でした。新型コロナウイルス感染症の影響により県民のライフスタイルや家族のあり方が変化する中、令和2年度にピークを迎え、令和3年度に一旦減少に転じるも、依然として高止まり傾向にあります。虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアに至るまで総合的な対策を、引き続き県民全体で取り組んでいく必要があります。

また、これまでに発生した児童死亡事案等を受け、児童死亡事案検証委員会がまとめた報告書の提言を踏まえ、再発防止に向けた取組を進める必要があります。

【推進の方向】

児童相談所体制の充実強化と市町村における子育て支援や児童相談体制整備、要保護児童対策地域協議会の機能強化、妊娠期から乳幼児期の母子保健活動での養育不安やハイリスク家庭の把握と児童福祉関係部署との情報共有、虐待防止の啓発活動や研修の充実強化など児童虐待対応体制を更に強化する必要があります。こうした点については児童死亡事案検証報告書においても課題として取り上げられたところです。群馬県でも同様の事例が発生しないよう、事例を共有し、必要な対応を行います。

また、子育てにかかる親の精神的な負担を軽減し、良好な親子関係づくりを目指す本県独自の子育て講座のプログラム「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（以下、「ほめトレ」という。）」を開催し、体罰によらない子育てを推進していきます。

児童虐待を社会全体の課題と捉え、その対策を推進するためには、県民の理解が欠かせないことから、児童虐待防止対策の啓発活動に取り組みます。



【具体的な取組方策】

- ①児童福祉司任用資格認定等研修を実施するとともに、「ほめトレ」のトレーナー養成講座を開催し、トレーナーの養成を行うことで、養育支援技術の向上を図る。
- ②県民に向けた、児童虐待防止についての出前講座を実施し、児童虐待防止対策の啓発を図る。
- ③各児童相談所に「虐待対応スーパーバイザー」を配置し、職員体制の充実を図る。
- ④児童相談所において、各自治体が公表した児童死亡事例等の検証報告書をテキストとして学び、示された課題や提言を業務に反映していく。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策②関係>

県民向け出前なんでも講座 の実施数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	3回	12回

(説明) 児童虐待防止に関する出前講座の開催件数

<取組方策③関係>

虐待対応スーパーバイザー の配置数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	3名	4名

(説明) 各児童相談所に配置された虐待対応スーパーバイザーの数

(2) 警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携強化

【現状・課題】

児童虐待通告(相談)の経路別内訳を見ると、「警察等」は全体の約40.6%、「学校等」(学校、幼稚園、教育委員会)は約11.6%を占めており、この2経路だけで通告全体の半数以上にも及びます(令和4年度福祉行政報告例)。

警察に110番通報が入ると、警察官が直ちに現場へ臨場します。現場でこどもが虐待を受けていると疑われた場合、必要に応じてこどもを保護しつつ、児童相談所に通告を行います。平時においては、円滑に児童虐待対応を行う事を目的として、児童相談所が受理した虐待通告を警察と全件共有しております。また、毎年、警察と児童相談所が協働で臨検・捜索訓練を実施し、対応困難事例に対する協力体制を確認しています。さらに、令和5年10月には、少年の非行防止と健全育成を目的とした群馬県警少年サポートセンターが中央児童相談所内に移転し、さらなる連携強化が図られました。

また、こどもにとって、家庭に次いで長い時間を過ごす場所が学校です。「児童虐待の防止等に関する法律」では、学校等及び学校等の教職員等は、「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。」

「児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。」と明記されています。また、虐待の発見・通告だけでなく、こどもや家庭の状況把握など重要な役割も担っています。家庭内で虐待が発生した場合、状況によっては、保護者の元を離れて里親へ委託され、又は施設へ措置されるこどももいますが、多くの場合は、児童福祉司が家庭訪問を実施したり、来所面談を行ったりして、在宅での指導を継続します。学校は、児童相談所や市町村と連携し、そのような家庭に対する日々の見守りや状況把握を行っています。

医療機関にあつては、こどもや保護者、妊産婦の心身の治療に当たるため、要保護児童や要支援児童、特定妊婦を把握しやすい立場にあり、特に生命の危機に関わる場面が多いことから、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のために連携が重要となります。

【推進の方向】

学校や警察をはじめとして、関係機関との情報共有においては要保護児童対策地域協議会が重要な役割を果たしていますが、日頃からの情報交換や情報共有が大切です。医療機関にあつては、院内虐待対策委員会など児童虐待への対応も取り組まれているところもあります。こうした福祉と医療との連携については、更に相互理解を深め良好な関係を築いていく必要があります。

医療機関における虐待対応力の強化を図るための研修を開催し、医療と福祉との連携強化を図っていきます。

【具体的な取組方策】

- ①要保護児童対策地域協議会においては実務者会議のほか、個別ケース検討会議の積極的な開催を促し、情報共有と支援の重層化を図る。
- ②中学生や高校生に命や自分を大切にすることへの気付きを促し、また、出産や子育て・児童虐待について学べるよう、学校に対し出前講座等の活用を働きかける。
- ③地域の中核的な医療機関における虐待対応組織の整備を支援するとともに、中核病院を拠点とした地域の病院や診療所、市町村や児童相談所等とのネットワークの構築により、児童虐待対応の向上を図る。
- ④群馬県警察子供・女性安全対策課及び各警察署と児童相談所との情報交換会の開催や、児童相談所と警察との児童虐待事案に関する情報の全件共有を実施する。

(3) 被虐待児童の早期保護

【現状・課題】

虐待によるこどもへの被害を最小限に食い止めるためには早期発見・早期対応が重要です。こどもの状況によっては一時保護し、在宅での援助が困難と判断した場合には、施設等入所の措置を採り、安心・安全な養育環境を確保します。保護者の同意が得られない場合には、児童福祉法第 28 条第 1 項第 1 号の申立てを家庭裁判所に対して行います。また状況によっては親権停止等の請求も行います。

児童虐待対応においては、対応が後手に回ることで、こどもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、こどもや保護者の同意がなくとも、こどもの安全確保が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行います。令和 4 年改正児童福祉法においては、家庭裁判所による一時保護の審査の導入等、司法の関与が強化されたことから、各児童相談所における法的対応を強化します。

【具体的な取組方策】

- ①「群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例（R3 施行）」の規定に基づき、虐待通告から 24 時間以内にこどもの安全確認を行うとともに、状況に応じて関係機関へ情報提供し、再発防止のための連携体制を構築する。また、24 時間を超え、国の基準である 48 時間以内の安全確認もできない場合には、緊急判定会議を開催して立入調査の実施を検討する。
- ②虐待の疑いが拭えないなど一時保護が必要であると認められるときは、親権者等の同意が得られなくとも児童相談所長の権限で一時保護を行い、こどもの安全を確保する。一時保護時の判断や司法審査の対応をはじめとした、法的見地からの助言を要する場合は、児童相談所に配置された弁護士を活用する。
- ③児童虐待防止医療アドバイザーを設置し、医学的診断により虐待の見落としを防ぐとともに、医療機関との連携を円滑に進める。
- ④虐待が疑われるこどもの安全を確認するために強制的に家庭に立ち入る「臨検・捜索」の訓練を、警察と合同で実施するなど、警察との連携を円滑に進める。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

24 時間以内にこどもの安全確認ができた割合	基準日	設定時実績	R11 目標
	3月31日	97.4%	100%

(説明) 児童相談所で受理した虐待通告のうち、条例に基づき 24 時間以内にこどもの安全確認ができた割合

<取組方策②関係>

弁護士配置数	基準日	設定時実績	R 1 1 実績
		3月31日	4名

(説明) 各児童相談所における嘱託弁護士の配置数

(4) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組

【現状・課題】

令和4年改正児童福祉法においては、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、市町村の家庭支援事業が法律上位置づけられました。支援を必要とする家庭等に対しては、まず、市町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力が行われるよう体制を構築する必要があります。

このような位置づけの明確化に加え、こどもを養育する世帯が抱える悩みや課題は年々複雑化していることから、市町村の役割は一層重要なものとなっています。妊娠期からこどもが成人するまで、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し切れ目無い支援を行うことを目的とした「こども家庭センター」の設置が求められ、また、要保護児童対策地域協議会の調整担当者を担い、情報連携の要所となっています。児童虐待に対する予防的な支援を実施するうえで、十分な知識と経験を有した職員の養成が求められます。

なお、巻末資料に、市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策を示しています。これらの家庭支援事業等を最大限活用し、家庭維持のための予防的支援を行うことが重要です。

【推進の方向】

住民に身近な市町村の体制整備を図る必要があることから、必要な情報提供及び技術的助言に努めるほか、令和6年度から市町村の努力義務となった「こども家庭センター」の設置に向けた支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会への支援を強化します。

また、市町村のニーズに応じた効果的な支援を行うため、各児童相談所の市町村担当児童福祉司を中心とした技術的助言を行います。

令和4年改正児童福祉法により、市町村が実施すべき家庭支援事業の1つとして新設された「親子関係形成支援事業」としても位置づけ可能な「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（以下、「ほめトレ」という。）」の講座を開催可能な市町村を増やしていきます。

また、児童虐待相談対応件数が依然として高止まり傾向にある中、中核市による児童相談所設置の状況を把握し、支援していきます。

【具体的な取組方策】

- ①「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的な支援体制を強化するため、「こども家庭センター」の設置に向け、市町村への説明会を開催するとともに、先進事例の紹介を行うなどの支援

を行う。

- ②市町村支援担当福祉司による事例検討会、法令改正や国通知など児童家庭相談における新たな情報に係る勉強会、虐待対応や事例研修など、市町村のニーズに基づいた効果的支援を実施する。
- ③市町村職員の専門性確保支援のため、児童福祉司任用資格認定研修や要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修等の実施などによる研修の充実を図る。
- ④全市町村を対象に、児童福祉行政に関する基礎的な研修を年1回実施する。ヤングケアラーやサポートプラン作成についても講義を行う。
- ⑤「ほめトレ」のトレーナー養成講座を修了した市町村職員等による子育てプログラムを県内各地で開催し、養育方法に不安を持つ親に対して、ほめて育てる子育てを広めていく。
- ⑥市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、市町村が在宅支援や特定妊婦の支援強化等、支援メニューが充実できるよう、児童養護施設等の多機能化や機能転換を踏まえた提案を行っていく。また、市町村から里親やファミリーホームに対する子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）事業の委託を推進する。
- ⑦中核市による児童相談所の設置の意向を把握し、設置に向けた協議等、滞りなく設置が進むよう、必要な支援を行う。
- ⑧母子生活支援施設は母子を分離せずに施設入所させ、母子ともに支援を行える施設であることから、市に対して家庭養育優先原則を踏まえた活用を提案していく。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

こども家庭センター設置自治体数	基準日	設定時実績	R11目標
	4月1日	7市町	35市町村

(説明) こども家庭センターを設置している市町村数

<取組方策②関係>

市町村支援児童福祉司の配置数	基準日	設定時実績	R11目標
	4月1日	法定 2名 上乗せ 2名	法定 2名 上乗せ 2名

(説明) 各児童相談所に配置される市町村支援担当児童福祉司の数

<取組方策⑥関係>

市町村における子育て短期支援事業を委託している社会資源の数	基準日	設定時実績	R11目標
		3月31日	
児童養護施設	同上	8施設	8施設
乳児院	同上	3施設	3施設
養育里親	同上	実施なし	50世帯
FH	同上	実施なし	全事業所

(説明) 市町村が実施する子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)を委託可能な施設、里親及びファミリーホーム数

<取組方策⑦関係>

中核市における児童相談所の設置状況及び今後の見込数	基準日	設定時実績	R11目標
		3月31日	1箇所

(説明) 県内中核市における児童相談所設置状況(見込数含む)

<取組方策①、④、⑤関係>

	基準日	設定時実績	R11目標
こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数			
こども家庭センター設置運営に向けた説明会	3月31日	1回 45人	1回 70人
児童福祉行政に関する基礎的研修	同上	実施なし	1回 35人
ほめトレトレーナー養成講座	同上	7回 51人	10回 60人

(説明) ・こども家庭センター設置運営に向けた説明会の年間開催回数及び受講者数
・児童福祉行政に関する基礎的研修の年間開催回数及び受講者数
・ほめトレトレーナー養成講座の年間開催回数及び受講者数

(5) 支援を必要とする妊産婦等の支援

【現状・課題】

出産後の養育につき、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき子ども(以下「特定妊婦等」という。)は、産後の子育て困難や虐待に陥る可能性を少なくするために、支援の入り口から関係性を作りながら、ニーズに応じた支援(専門的支援含め)を包括的に提供する仕組みが必要です。

本県においては、医療機関と市町村とが情報共有し早期支援につなげるため、県下統一の様式である「妊産婦等支援連絡票」を定め、運用しています。令和4年度は医療機関から市町村に対し支援依頼を642件行っており、各市町村では、この情報や各自の支援経過に基づいて特定妊婦等を把握し、必要に応じて要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報共有の上、進行管理を行っています。

また、家庭生活に支障が生じている特定妊婦等に対し、住まいや、日常生活を営むために必要な便宜の供与等を行う「妊産婦等生活援助事業」について、町村部を所管する県において、令和6年上半期に事業を開始しています。

【推進の方向】

特定妊婦等に対する支援については、支援対象者の把握や地域生活を支援する観点から、児童相談所、県の母子保健担当部局や市町村との連携が不可欠です。県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等とで連携を行うことはもとより、市区町村をはじめとした管内の関係機関と、広域的な地域資源についての情報共有や支援のつなぎのための関係づくりを行うとともに、要保護児童対策地域協議会等との連携体制を構築していきます。

同様に、各市町村においても、医療機関等関係機関と母子保健部局との連携に加え、児童福祉、母子保健双方の部局の連携強化が不可欠です。全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的な支援体制を強化するため、「こども家庭センター」の設置に向けた取組を推進します（本章Ⅱ（４）取組方針④に掲載）。

要保護児童対策地域協議会におけるケースマネジメントを強化し、子育て世帯訪問支援事業等をはじめとする家庭支援事業による支援、妊産婦等生活援助事業を活用することにより、包括的な支援の提供体制を構築します。

【具体的な取組方策】

- ①妊産婦等生活援助事業の実施について、県下全域での実施に向け、県から市に対して必要な情報提供等を行う。
- ②経済的課題を抱える妊婦の助産制度を担う助産施設の確保に取り組むとともに、制度が適切に活用されるよう、周知を行う。
- ③全市町村を対象に、児童福祉行政に関する基礎的な研修を年1回実施し、支援を必要とする妊産婦への支援体制についても講義を行う。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

妊産婦等生活援助事業の実施自治体数	基準日	設定時実績	R11目標
	4月1日	制度なし	1県12市

(説明) 県及び全市のうち、事業実施自治体数（町村は県が実施）

<取組方策②関係>

助産施設の設置数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	5箇所	11箇所

(説明) 県内の助産施設設置数（群馬県二次保健医療圏域に1箇所ずつ）

<取組方策③関係>

特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	実施なし	1回 70人

(説明) 特定妊婦等への支援に係る職員等に対する研修の実施回数、受講者数

3 人材の育成

(1) 施設職員及び里親の専門性の向上、人材の確保

【現状と課題】

各施設において、トラウマや愛着の問題と発達障害を重複するこども、自立に向けて様々な機関との連携が必要なこども等、専門的なアセスメントや高度な支援スキル等を求められるこどもに対して、これまで培われたスキルを向上させることで、更なる専門性が必要とされています。

また、各施設では、心理療法を行う必要のあるこどものための心理療法担当職員の配置、虐待を受けたこどもや服薬管理が必要なこども等医療的な対応が必要なこどものための看護師の配置など、施設養育の専門性を強化するための専門職の配置を行っています。

【推進の方向】

代替養育を必要とするこどもが、適切な愛着関係に基づき他者に対する基本的信頼を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、こどもが心の傷を癒やして回復していけるよう、施設職員及び里親の研修体制の整備を進め、専門的な知識や技術を有する者がこどもをケアしながら養育できるようにします。

更に早期の家庭復帰のため、親子関係の再構築支援など、児童相談所と施設等関係機関は連携して家庭環境の調整に努めます。

【具体的な取組方策】

- ① 基幹的職員による自立支援計画の適切なマネジメント、関係機関との連携の下で児童指導員や心理療法を担当する専門スタッフによるチームケアを可能とする体制整備を支援するため、基幹的職員研修を実施する。
- ② 群馬県児童養護施設連絡協議会が実施している、被虐待児童など心理的ケアや治療を要するこどもたちに対する専門的ケアに係る研修会の実施を支援する。
- ③ フォスタリング業務における研修において、愛着形成や被虐待児、発達障害児等の養育に関する知識と養育技術向上のための研修会を実施する。

- ④人材確保のため、保育士・看護師養成校等と連携した児童養護施設等による施設見学会の実施や、保育士及び社会福祉士の実習及びボランティア活動の積極的な受入れを行う。また、宿直補助員としての学生のアルバイト雇用を促し、児童福祉分野に興味を持っている学生からの人材確保に繋げる。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

基幹的職員研修の修了者数	基準日	設定時実績	R11目標
		3月31日	累計81名

(説明) 県が実施する基幹的職員研修を修了した施設職員の人数。

(2) 児童相談所職員の専門性の向上

【現状と課題】

児童家庭相談について、市町村が一義的な相談窓口として位置づけられ、児童相談所はこれらの相談のうち、より専門性の高い知識及び技術を必要とする相談に対応するとともに、市町村に対し技術的援助及び助言を行う立場にあります。このため、児童相談所職員の専門性の向上は重要な課題です。

福祉職の採用、児童福祉司任用前講習会及び任用後研修の充実、並びに指導教育担当児童福祉司研修の積極的な受講を進めるとともに、児童相談所の新規配属職員を対象とした人材育成研修を企画し、全体的な専門性の向上に努めています。

【推進の方向】

早期の家庭復帰の実現や親子関係の再構築、家庭復帰後の見守りなど、家庭支援機能の強化を図るため、児童福祉司等の人員の確保及びその質の向上など児童相談所の体制強化を更に進めるとともに、各種研修会や連携した活動を通して、市町村児童相談担当職員及び児童相談所職員のより一層の専門性の向上に努めていきます。

また、住民に身近な市町村の体制整備を図る必要があることから、必要な情報提供及び技術的助言に努めるほか、要保護児童対策地域協議会への支援を強化します。

【具体的な取組方策】

- ①「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、児童福祉司、児童心理司及びスーパーバイザー等の増員や弁護士等の配置等による児童相談所の体制強化を図るとともに、職員の専門性の向上のための研修の充実を図る。
- ②児童相談所の児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施体制を整備する。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

児童相談所における配置数	基準日	設定時実績	R11目標
児童福祉司	4月1日	77名	国基準に基づく配置数
(うち、スーパーバイザー資格を有する者)	同上	6名	同上
児童心理司	同上	34名	同上
医師	同上	15名	同上
保健師	同上	4名	同上
児童相談所における専門職採用者数	同上	福祉職5名 心理職4名	同上

(説明) 児童相談所における職員配置及び採用者数

児童相談所職員研修の受講者数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	46人	40人

(説明) 福祉人材育成研修の受講者数及び資質向上のための研修受講者数

第三者評価を実施している児童相談所の割合	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	0%	100%

(説明) 児童相談所のうち、定期的に第三者評価を受験している割合

(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

【現状・課題】

児童家庭支援センターは、地域の児童の福祉に関する諸問題につき、児童に関する家庭等からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じて助言その他必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託を受けて保護者への指導を行い、児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設です。児童虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景があります。

【推進の方向】

児童相談所の児童虐待相談対応件数が依然として高い水準にあることから、児童相談所の補完的役割を果たす児童家庭支援センターによる児童虐待防止の取組が重要となっています。

令和6年度からは、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的な支援体制を強化するため、「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となったことから、児童家庭支援センターの役割を明確化する必要があります。

児童家庭支援センターは児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号に基づく指導委託先や、市町村家庭支援事業の委託先として期待されることから、市町村からの要望に応じて設置を促進していきます。

【具体的な取組方策】

- ①児童家庭支援センターは、家庭からの子育て相談などの求めに応じて、電話、来所及び訪問による対応を行うとともに、子育て支援事業を実施するなど、地域への相談支援を行う。
- ②児童相談所は、児童家庭支援センターとの連携を強化し、定期的な情報交換を行い、要保護性があるこども及びその家庭の指導を委託する。
- ③児童家庭支援センターは、市町村（こども家庭センター）からの求めに応じ、家庭等からの相談対応について技術的助言その他の援助を行う。また、市町村から家庭支援事業を受託するなど、密接に連携して地域のこども家庭支援を実施する。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

児童家庭支援センターの設置施設数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	2箇所	3箇所

(説明) 児童家庭センターを設置する県内施設数

<取組方策②関係>

児童相談所からの在宅指導措置委託件数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	4件	20件

(説明) 要保護性のある児童に対し、児童相談所から委託した在宅指導措置の件数

<取組方策③関係>

市町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	なし	3箇所

(説明) 改正児童福祉法に規定された家庭支援事業6事業のうちいずれか1つ以上受託している児童家庭支援センター数

4 こどもの自立支援（ライフサイクルを見通した支援）

(1) こどもの自立支援策の強化

【現状・課題】

ケアリーバーは、頼れる家族の不在等により、精神的又は経済的に不安定な状況に置かれ、社会の中で自立して生活するに当たり困難を抱える場合が多いとされています。

令和6年度に施行された改正児童福祉法では、ケアリーバーの実態把握及びその自

立のための支援を、県が行わなければならない業務として初めて明確化されました。

【推進の方向】

家庭復帰が困難であったり、家庭復帰後も支援が必要であったりするこどもたちにあっては、できる限り円滑に社会へ巣立つことができるよう、自立への支援を進めます。施設に入所しているこどもに対しては、退所後の社会的自立までを見据え、「自立支援計画」の定期的な見直しによる充実・強化を図ります。

また、こどもが自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会スキルの獲得など、一人の人間として生きていく基本的な力を身に付けられるよう、児童相談所や施設等が連携してこどもの養育に努めます。

【具体的な取組方策】

- ①こどもたちが、平等に社会のスタートラインに立てるよう、児童養護施設等に自立支援担当職員を配置する。
- ②養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかったこどもの学習支援の拡充を図る。
- ③児童相談所と施設、里親、ファミリーホーム等との連携により、こどもの退所後の社会的自立までを見据え、就労に向けた各種スキル獲得の方策も含めた「自立支援計画」の定期的な見直しを行う。
- ④児童相談所、群馬県児童養護施設連絡協議会等と連携し、児童養護施設等の退所を控えたこどもたちに対する地域生活を始める上で必要な知識や生活技能を修得する講習会の実施、高校を中退・退学したこどもたちや退所した児童等に対する進路や求職活動等の相談、就業相談専門機関の活用等の支援を行う。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

自立支援担当職員配置施設数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	5箇所	設置対象となる全施設

(説明) 自立支援担当職員を配置した児童養護施設等(児童養護施設・母子生活支援施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業所(1型))の施設数

<取組方策④関係>

高等学校等卒業児童の措置解除後の就職・進学率	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	100%	100%

(説明) 年度末の高等学校等卒業者で措置解除した者のうち、就職した者及び進学した者の割合。措置解除後の進路において「定職なし」「不明」を除いたもの。

(2) こどもの権利擁護体制の整備（意見聴取・アドボカシー）

【現状・課題】

児童福祉法では、同法の理念として「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）に基づいたこどもの権利保障を明確に位置づけています。

一方で、健やかなこどもの養育にあたり、保護者への何らかの支援が必要な場合、こどもが不適切な養育環境にある場合などは、こどもの権利が制約される状況にあることが想定されます。そこで、令和4年改正児童福祉法では、入所措置等を行う際に児童の意見又は意向を聴取する「意見聴取等措置」、児童福祉審議会等を活用した「こどもの権利擁護に係る環境整備」の実施を県の義務とし、また、県は、関係者とは異なる立場からこども主導で意見を聴く「意見表明等支援事業」の実施に努めなければならないこととされました。

【推進の方向】

施設又は里親のもとで生活するこどもや一時保護されたこどもの権利擁護の観点から、当事者であるこどもから意見を聴取し、方針決定の際にはできるだけ反映していきます。ただし、こどもの最善の利益のために、こどもの意見が反映できないときには、その理由等をこどもに説明し、理解を得ます。

また、「子どもの権利ノート」の改訂を行うほか、こどもに対する虐待事案発生後の対応等について定めた「群馬県被措置児童等虐待対応要領」についても、より実践的な内容となるよう検証を継続し、こどもの権利擁護の強化に努めていきます。

社会的養育下におけるこどものアドボカシーのための環境整備を進めるとともに、養育困難な状況を見逃さないよう、児童相談所、施設、里親など関係機関が連携を取りながら、養育を支援していきます。

【具体的な取組方策】

①一時保護をするこどもや、児童養護施設等への入所又は里親に委託するこどもに対して、一時保護時や入所又は委託時だけでなく、継続の際にも、定期的に入所等の理由や見通しを丁寧に説明する。こどもに意見の聴取を行い、援助方針会議等の場で共有して、可能な限り方針に反映させ、方針が決定した際には、速やかにこどもに丁寧に説明する。こどもの最善の利益のために、こどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は特に説明を尽くす。

②子どもの権利ノートを改訂し、一時保護時、施設入所や里親委託時に、児童相談所からこどもに説明の上、配布する。



- ③児童相談所職員、施設職員、里親等を対象に、子どもの権利ノートの活用など、こどもの権利に関するテーマを含めた研修会を実施する。
- ④施設、里親、ファミリーホーム内でのこどもの苦情を聞く体制や窓口、施設やファミリーホームについては第三者への相談体制の構築を促すとともに、こどもに対して児童相談所等も相談窓口であることを周知する。
- ⑤被措置児童等虐待の通告や届出を受けた際は、「群馬県被措置児童等虐待対応要領」に基づき、児童福祉審議会がこどもから意見聴取するなど、講ずべき措置の速やかな遂行を図る。また、同対応要領については、必要に応じて改正を行う。
- ⑥措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度、意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制を整備する。
- ⑦児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制を整備する。
- ⑧社会的養護施策策定の際の検討委員会について、当事者であるこども（ケアリーバーを含む。）の委員としての参画体制や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制を整備する。
- ⑨意見表明等支援事業（以下、「アドボカシー事業」という。）を推進し、一時保護所のみならず、施設、里親、ファミリーホーム内で実施できるよう環境を整備する。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及びそのうち事業を利用したこどもの割合	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	利用可能なこどもの人数：216人 利用したこどもの割合：11%	県内一時保護所及び児童自立支援施設入所中の全児童対象施設内で100%

(説明) アドボカシー事業を利用可能なこどもの人数及び利用したこどもの割合

社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	2回	アドボカシー事業を実施する施設で年1回ずつ

(説明) アドボカシー事業委託事業者が実施する研修の実施回数

<取組方策⑥関係>

こどもの権利に関する理解度	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	把握なし	100%

(説明) 被措置児童に対して行うアンケートで、こどもの権利の内容について「知っている」と答えた児童の割合。

こどもの権利擁護の取組に係るこども本人の認知度、利用度、満足度	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	把握なし	認知度：100% 利用度：100% 満足度：90%

(説明) 被措置児童に対して行うアンケートで、アドボカシー事業について「知っている」「意見表明を利用する機会があった」「気持ちや意見を大切にされていると感じた」と答えた児童の割合

「認知」＝アドボカシー事業について知っている

「利用」＝アドボカシー事業を利用する機会があった

「満足」＝実際に意見表明をした結果、気持ちや意見を大切にされていると感じた

(3) アフターケア(施設退所並びに里親及びファミリーホーム委託解除後の相談支援)への取組

【現状と課題】

令和4年改正児童福祉法では、居住場所を提供し、相談や日常生活上の援助、生活指導等を提供する「児童自立生活援助」の実施場所や一律の年齢制限が撤廃され、ケアラー等との相互交流や、相談援助、関係機関との連絡調整等を行う「社会的養護自立支援拠点事業」が創設されました。

【推進の方向】

ケアラー等(被虐待経験がありながらも、これまで公的支援につながらなかった者を含む。)に対しては、児童相談所や施設職員、里親、関係機関の職員、児童福祉の研究者等が連携し、個々の状況に応じて施設等入所中の早い段階から、将来の自立を見据え、自立に向けた支援に努めていきます。

また、必要に応じて、措置延長や、児童自立生活援助事業を活用することにより、安定的な生活の場を中長期的に確保した上で、措置等解除後の安定した地域生活に移行できるよう支援を行っていきます。

【具体的な取組方策】

- ①社会的養護自立支援拠点事業を実施し、ケアラーの生活上の問題について相談に応じるとともに、関連する関係機関との連絡調整を行う。また、気軽に集まれる場を提供し、当事者同士の相互交流を支援する。また、雇用先の開拓や企業との交流など、就労支援を行う。

- ②児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を実施し、ケアリーバーのうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者に対して、生活費や家賃にかかる費用の貸付を行う。なお、一定期間就業継続した場合には、貸付金の返済を免除する。
- ③自立生活に必要な力が身につけていない状態で措置解除することがないように、18歳以上の措置延長及び児童自立生活援助事業を積極的に活用するとともに、中学卒業後就職する子どもや高等学校等を中途退学する子どもについては、子どもや家庭の状況を踏まえて、子どものみならず家庭も含めた包括的な支援を行う。
- ④18歳未満で措置解除する子どもについては、子どもの居住市町村に情報をつなぎ、当該市町村において、必要に応じて要保護児童対策地域協議会で見守る世帯として登録するなど、家庭も含めた支援を行う。
- ⑤義務教育終了後、就職自立を目指しながらも、家庭復帰が困難な子どもが児童自立生活援助事業を活用できるよう、事業所の設置を推進する。
- ⑥社会的養護自立支援協議会の設置や実態把握調査の実施も含め、実態把握・評価・検証を行い、支援体制を整備する。

【計画評価のための指標及び目標値】

<取組方策①関係>

社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	基準日	設定時実績	R11目標
	3月31日	制度なし	1箇所

(説明) 県内の社会的養護自立支援拠点事業所数

<取組方策⑤関係>

児童自立生活援助事業の実施箇所数 (I型～III型それぞれの入居人数)	基準日	設定時実績	R11目標
児童自立生活援助事業所I型 (自立援助ホーム型)	3月31日	3箇所	6箇所
児童自立生活援助事業所II型(施設型)	3月31日	制度なし	8箇所
児童自立生活援助事業所III型 (里親・ファミリーホーム型)	3月31日	制度なし	18箇所

(説明) 県内の児童自立生活援助事業所(I～III型)の設置箇所数

資料編

1 「群馬県社会的養育推進会議」の設置及び運営に関する要領等

1 「群馬県社会的養育推進会議」の設置及び運営に関する要領等

(1) 「群馬県社会的養育推進会議」の設置及び運営に関する要領 (趣旨)

第1条 この要領は、群馬県社会的養育推進計画（平成27～令和11年度）（平成27年3月策定。以下、「推進計画」という。）に基づき、「群馬県社会的養育推進会議」の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 推進計画に基づいた各種施策の積極的、効果的な推進を図るため、「群馬県社会的養育推進会議」（以下、「推進会議」という。）を設置する。

(設置期間)

第3条 推進会議の設置期間は、この要領の施行日からとする。

(所掌事務)

第4条 推進会議は、次の事項について、協議及び調整を行うものとする。

- 一 県並びに乳児院及び児童養護施設が策定した社会的養育推進計画の進行管理
- 二 推進計画における目標の見直し
- 三 その他、家庭的な養育環境の推進に関する協議及び調整

(構成)

第5条 推進会議は、別表のとおり学識経験者及び子育て支援団体関係者並びに社会的養育関係者、県関係者をもって構成する。

2 推進会議の主宰者（以下「主宰者」という。）は、群馬県生活子ども部児童福祉課長とする。

(会議)

第6条 推進会議は、主宰者が必要に応じて随時開催するものとする。

2 主宰者は、必要があると認めたときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

3 主宰者が必要と認めるときは、事案に応じて関係する構成員のみで会議を開催することができる。

(部会)

第7条 推進会議に、専門的事項について意見交換を行うため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、主宰者が指定した者により構成する。

3 部会に部会長を置き、部会を構成する者の互選により選任する。

4 部会長は、部会の経過及び結果を推進会議に報告する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、児童福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の承認を経て主宰者が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年1月21日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年1月11日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別表)

社会的養育推進計画検討会議 構成員名簿

所 属	職 名	備 考
学識経験者		
子育て支援団体関係者		
社会的養護関係者		
愛育乳児園	施設長	
桐育乳児園	施設長	
東光乳児院	施設長	
地行園	施設長	
鐘の鳴る丘少年の家	施設長	
児童養護施設希望館	施設長	
フランシスコの町	施設長	
児童養護施設希望館 八幡の家	施設長	
東光虹の家	施設長	
児童養護施設子持山学園	施設長	
こはるび	施設長	
群馬県里親の会	会長	
県内ファミリーホーム	養育者	
県児童福祉課	課長	主宰者
中央児童相談所	所長	
北部児童相談所	所長	
西部児童相談所	所長	
東部児童相談所	所長	

(2) 社会的養育推進会議 開催経過

開催日		会議の主な内容
令和6年3月11日	全体会議	・国の計画策定要領等の内容把握
令和6年7月1日	第1回施設里親部会 第1回児童相談所部会	・現行計画の総括
令和6年8月5日	全体会議	・見直し後計画の構成（骨子案）の検討
令和6年10月8日	第2回施設里親部会 第2回児童相談所部会	・見直し後計画（案）の各論検討
令和6年11月11日	全体会議	・見直し後計画（案）の検討
令和7年○月○日	全体会議	・見直し後計画に関する最終調整

2 令和5年度末の計画達成状況

施策目標	基本施策項目	達成状況(項目数)			評価	一部のみ達成・未達成項目の要因分析及び今後の方針
		達成・達成見込	一部達成	未達成		
養育環境の整備	(1) 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進	1	2	1	<p>良好な家庭環境を提供できるよう、個々の施設の実情を把握しつつ、必要な助言や補助金等の支援を行いながら施設の小規模化・地域分散化に取り組んだ。その結果、令和元年度以降で、児童養護施設の5施設で定員を見直し、1施設で地域小規模施設を新たに開設した。また、令和6年度に新たに2施設で地域小規模施設を建築予定である。</p> <p>里親に対する研修は、施設のサポートを受けながら、義務研修及び義務以外研修を一貫して受講できる体制が整った。</p> <p>一部達成 児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、地域小規模児童養護施設の設置を推進する。</p> <p>未達成 子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、できる限り原籍校への通学が可能となるよう児童養護施設における一時保護委託の受入体制の整備を推進する。</p> <p>達成 里親登録時や更新時の施設研修を始め、里親に対する研修など、里親の養育力向上のための支援を行う。</p> <p>一部達成 ショートステイ事業やトワイライト事業の受入など、施設入所によらない地域における子育て支援を行う。</p>	<p>○児童ができる限り良好な家庭環境において養育されるよう、地域小規模児童養護施設の設置を推進する。</p> <p>⇨来年度以降に各施設において地域小規模施設の開設を計画している。</p> <p>○子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、できる限り原籍校への通学が可能となるよう児童養護施設における一時保護委託の受入体制の整備を推進する。</p> <p>⇨親子分離中に児童の原籍校への通学が可能とするための安全上の配慮や、送迎の負担について課題が多い。</p> <p>○ショートステイ事業やトワイライト事業の受入など、施設入所によらない地域における子育て支援を行う。</p> <p>⇨児童養護施設及び乳児院におけるショートステイの利用は地域サービスとして定着している。現状では、里親ショートステイ・トワイライトステイ事業を実施する市町村がないため、活用の検討を依頼する通知を令和6年6月に発出。</p>
	(2) 里親制度の普及推進、里親の確保	6	2	1	<p>・令和4年度から5年度にかけて、「フォスタリング在り方検討部会」を開催し、有力な担い手たる里親の確保に向けた方策を検討した。</p> <p>・里親制度の普及促進及び担い手の確保を目的として、①関係機関と連携した啓発・リクルート活動、②里親相互交流事業(ピアサポート事業)、③研修・トレーニング事業を実施した。里親登録数は106世帯(2013)から270世帯(2022)と大幅に増加し、5年に1度の更新研修を経て、現在206世帯(2023)が登録。</p> <p>・各児童相談所における「家庭的養育優先の原則」に基づいたケースワークの結果、県内の里親委託率は、計画初年度である平成29年度末の21%から、令和5年度末の30.2%(速報値)に年々向上している。</p> <p>一部達成 子どもの措置を検討する際には、「家庭的養育優先原則」に基づき、まず里親委託を検討し、特に新生児の里親委託については積極的に進める。また、パーマナンス保障の観点から特別養子縁組や普通養子縁組を考慮したソーシャルワークを行う。</p> <p>達成 乳児院及び児童養護施設の里親支援専門相談員を里親登録数や里親委託率の増加を踏まえながら増員し、令和6年度には全乳児院及び児童養護施設に配置する。</p> <p>達成 里親制度の周知及び里親確保のため、関係機関とも連携した広報活動を実施する。新聞・ラジオ・行政機関の広報媒体・イベントや店舗でのリーフレット配布・講演会・制度説明会・出前講座 等</p> <p>達成 児童相談所職員や里親支援関係者に対するフォスタリング業務に関する研修会を実施する。</p> <p>達成 市町村子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターと児童相談所や児童家庭支援センターとの会議等の場において、里親制度について理解促進を図る。</p> <p>一部達成 「1小学校区に1里親家庭」を目標に、地域ごとに里親を確保することを念頭に置いたリクルート活動を行う。</p> <p>未達成 NPO等による第三者的里親支援機関の設立を支援し、連携を強化する。</p> <p>達成 里親委託の成功事例を集約し、その事例を児童相談所間で共有することで、里親委託の推進を図る。</p> <p>達成 ファミリーホームの養育者の要件を全国で統一するため、養育者は里親登録をしている者に限る。</p>	<p>○子どもの措置を検討する際には、「家庭的養育優先原則」に基づき、まず里親委託を検討し、特に新生児の里親委託については積極的に進める。また、パーマナンス保障の観点から特別養子縁組や普通養子縁組を考慮したソーシャルワークを行う。</p> <p>⇨計画初年度と比較すれば委託率は21%から30%と大幅に向上したものの、全体の委託率は目標値35%に届かず、国の目標値との乖離が広がっている。要因としては下記が挙げられる。</p> <p>①こどもと里親のマッチングの問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親の希望する条件(年齢、性別、養子縁組可能性等)に合致しないことがある。 ②こどもが抱える問題の複雑化に伴う里親家庭への継続的な支援の問題 ・発達障害等こどもが抱える問題の複雑化に里親が対応するための養育技術の向上が必要。 ③実親の同意の問題 ・里親等委託に対する実親の同意を得ることが難しい。 ④登録里親の養育技術・経験にばらつきが存在する ・里親の養育技術及び経験にばらつきがあり、こどもの状態像によっては委託先の里親に限られる場合がある。 <p>○「1小学校区に1里親家庭」を目標に、地域ごとに里親を確保することを念頭に置いたリクルート活動を行う。</p> <p>⇨公立小学校297校(令和5年5月1日現在)に対し、同時期の里親登録世帯数は270世帯。小学校区に対して90.9%のカバー率となったものの、地域偏在性は高い。地域単位のリクルートよりも、実際に養育見込みのある里親候補者を優先的に登録促進しているため。</p> <p>○NPO等による第三者的里親支援機関の設立を支援し、連携を強化する。</p> <p>⇨「フォスタリング在り方検討部会」において、第三者的支援機関の設置の前段階として、R6年度から里親支援策を充実させ、フォスタリング機関設置の議論の足かりとする方向性となった。そのような中、改正児童福祉法により里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられたため、その在り方について議論を要する。</p>
	(3) 里親、ファミリーホームへの支援	3	0	0	<p>・里親支援環境を整えることを目的として、各児童相談所の里親訪問支援員による訪問援助・相談・指導等を実施した。</p> <p>・令和2年度には、里親相互の支援活動を行うピアサポート事業が開始され、令和6年度からはすべての養育・養子縁組里親がピアサポートグループに在籍できるように見直された。</p> <p>・市町村要対協等の関係者連携会議を通じ、里親養育に対する個別支援が円滑に進むよう、情報共有を行っている。</p> <p>達成 里親やファミリーホームが安心して子どもを養育できるよう、児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置するなど、児童相談所のサポート体制を強化する。</p> <p>達成 被虐待児や発達障害児など養育が難しい児童の増加が見込まれることから、里親の養育技術等の向上のための研修の充実、里親の一時的な休息のための援助(レスパイト・ケア)を利用しやすい環境づくりを行う。</p> <p>達成 要保護児童対策協議会における会議を活用し、多機関による里親及びファミリーホームの支援を行っている。</p>	

2 令和5年度末の計画達成状況

養育環境の整備	(4) 里親養育の包括的な支援	7	0	0	<p>フォスタリング機関である児童相談所をはじめとする里親支援機関が連携し、包括支援体制を構築した。</p> <p>①里親制度の普及・啓発：県・児相、里親の会（広報啓発、体験談）、三児福祉会（里親リクルート事業（県委託））</p> <p>②里親トレーニング：県（専門研修）、児相（認定研修）、群養協（トレーニング事業（県委託））</p> <p>③里親委託等推進：児相（マッチング、里親支援）</p> <p>④里親訪問等支援：児相（訪問支援）、里親の会（ピアサポート事業（県委託）、里親サロン）など</p>					
					達成	日常生活の中で里親制度に関する情報に触れられる機会を作るため、様々な広報媒体により普及啓発を行う。				
					達成	里親になろうとする動機が里親制度の趣旨と合っているかなど、委託される子どものため、里親としての適性を丁寧に確認する。				
					達成見込	里親の養育技術の向上を図るため、テーマ別の研修を行うとともに、里親同士のピアサポートを通じて互助関係の構築を図る。				
					達成	フォスタリング機関が持つ里親家庭に関する情報や、児童相談所及び子どもが入所する施設が持つ子どもに関する情報など、関係機関が持つそれぞれのアセスメント情報を持ち寄り、適切なマッチングを行う。				
					達成	定期的な家庭訪問や電話にて養育状況を把握し、個々の里親家庭の抱える課題に対応する支援を行う。				
					達成	委託解除に当たっては、子どもに対し、事情に応じた丁寧な説明を行い、意見を聴くとともに、次の養育の場への移行に当たり、新しい環境への適応がしやすいよう丁寧な支援を行う。				
					達成	里親に対しては、委託解除による里親の喪失感への配慮を適切に行い、次の委託の可能性を探ることで、モチベーションの維持につなげる。				
養育環境の整備	(5) 子どもの状況に応じた一時保護環境の整備	4	1	1	<p>・児童虐待件数の増加に伴い、一時保護件数はH26年度から増加傾向となり、中央児相一時保護所では定員超過が常態化していた。R2年度の東部児相一時保護所の稼働により、両保護所合わせた定員超過日数は、H29の301日に対し、R2には98日までに減少。超過人数も大幅に抑えられ、環境の改善が図られた。</p> <p>・一時保護所は2箇所とも第三者評価を定期的に受審し、適正運営を行っている。</p>	<p>○子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう児童養護施設、里親、ファミリーホームに一時保護委託する。</p> <p>⇒親子分離中に児童の原籍校への通学が可能となるためには、安全上のリスクを低減させた上で、通学可能な場所に所在する施設又は里親に委託する必要があるが、条件を満たす資源（里親登録数、所在地域等）の整備が途上である。自力通学可能な高校生など、アセスメントの結果、条件を満たすと判断された児童については、外出や通学を認めている。</p> <p>○保育所や幼稚園等に通所している乳幼児の場合、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮する。</p> <p>⇒保育所に関しては、児童保護措置費の裏付けが乏しい。一時保護所でも保育は実施されるため、安全上のリスクや送迎等の負担感と比較した結果、一時保護所で完結した生活を送るケースがほとんどである。</p>				
					達成見込	子どもに安全感や安心感を与えるためのケアを行うため、児童心理司などによる面接や、認知行動療法や遊戯療法などを念頭に置いた適切な対応を行う。				
					一部達成	子どもの安全の確保や必要なアセスメントが可能な場合には、子どもの外出や通学について可能な限り認めるとともに、できる限り原籍校への通学が可能となるよう児童養護施設、里親、ファミリーホームに一時保護委託する。				
					未達成	保育所や幼稚園等に通所している乳幼児の場合、生活や教育の連続性を保障する観点から、できる限り同一施設における通所が可能となるよう配慮する。				
					達成	児童福祉法第28条第1項第1号※の申立て等により、一時保護期間が相当長期化すると思われる場合においては、児童養護施設等、里親、ファミリーホームへの一時保護委託を検討する。				
					達成	一時保護所職員として必要な知識や支援技術を学ぶため、一時保護所指導者研修などの研修を受講する。				
					達成	子どもの権利擁護を図るため、また一時保護の質の向上のため、第三者評価を実施する。				
					児童虐待の防止	(1) 児童虐待の予防・防止の取組強化	2	1	1	<p>・令和3年に「群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例」を制定し、児童虐待に対する県の姿勢を明らかにするとともに、県一体となった児童虐待防止の取組強化を図っている。</p> <p>・国の「児童虐待防止対策体制強化プラン」に沿い、児童福祉司・児童心理司の計画的な増員を行っている。また、北部児相を除く3児相に虐待対応スーパーバイザーを配置し、迅速かつ適切な虐待対応を行っている。令和5年には、県内3児相共通の「虐待再発防止（保護者支援）ガイドライン」を作成し、虐待再発防止の取組を強化した。</p> <p>・コロナ禍においても相談支援や関係機関との連携・調整を図るため、各児童相談所にICT機器を整備。</p>
達成	児童福祉司任用資格認定等研修を実施するとともに、市町村職員等を対象に「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（ほめトレ）」のトレーナー養成講座を開催し、トレーナーの養成を行うことで、子育て講座の開催市町村を増やしていく。									
一部達成	各児童相談所に嘱託職員として「虐待対応スーパーバイザー」を配置し、職員体制の充実を図る。									
達成	児童相談所において、各都道府県が公表した児童死亡事例等の検証報告書をテキストとして学び、示された課題や提言を業務に反映していく。									
未達成	「市町村児童虐待対応マニュアル」を改訂し、法令改正や国通知、外国人家庭への支援など新たな情報を盛り込み、市町村担当者がより使いやすいよう内容の充実を図る。									
(2) 警察、学校及び医療機関等の関係機関との連携強化	4	0	0	<p>・市町村要対協個別ケース検討会議等の場を通じ、学校や幼稚園、こども園などの関係機関と連携している。</p> <p>・前橋赤十字病院を拠点とし、医療従事者の教育研修、地域の中核病院の体制整備支援、関係機関とのネットワーク化により、医療機関における虐待対応力が強化された。</p> <p>・児童相談所と警察との間で、児童虐待事案に関する情報の全件共有の実施、現役警察官を中央児相に配置、県警OBを東部児相に配置、中央児相施設内に少年サポートセンターを設置するなど、連携が進んだ。</p>						
				達成						要保護児童対策地域協議会においては実務者会議のほか、個別ケース検討会議も積極的に開催し、情報共有と支援の重層化を図る。
				達成						中学生や高校生に命や自分を大切にすることへの気付き、また、母性・父性の健全育成を促すため、出産や子育て、児童虐待等について学べるよう、学校に対し出前講座等の活用を働きかける。
				達成	地域の中核的な医療機関における虐待対応組織の整備を支援するとともに、中核病院を拠点とした地域の病院や診療所、市町村や児童相談所等とのネットワークの構築により、児童虐待対応の向上を図る。					
達成	群馬県警察少年課及び各警察署と児童相談所との情報交換会の開催や、児童相談所と警察との児童虐待事案に関する情報の全件共有の実施。									

2 令和5年度末の計画達成状況

児童虐待の防止	(3) 被虐待児童の早期保護	4	0	0	・令和2年度の東部児童相談所一時保護所の稼働により、超過人数が大幅に抑えられ、早期の保護判断が可能となった。 ・令和3年「群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例」施行により、こどもの早期安全確認（いわゆる、「24時間ルール」）が徹底されるとともに、県民全体の意識醸成につながった。	
					達成	本県独自のルールである24時間以内における子どもの安全確認を行うとともに、状況に応じて関係機関へ情報提供し、再発防止のための連携体制を構築する。また、24時間を超え、国の基準である48時間以内の安全確認もできない場合には、緊急判定会議を開催して立入調査の実施を検討する。
					達成	虐待の疑いが拭えないなど一時保護が必要であると認められるときは、親の同意が得られなくとも児童相談所長の権限で一時保護を行い、子どもの安全を確保する。
					達成	児童虐待防止医療アドバイザーを設置し、医学的診断により虐待の見落としを防ぐとともに、医療機関との連携を円滑に進める。
達成	虐待が疑われる子どもの安全を確認するために強制的に家庭に立ち入る「幽検・捜索」の訓練を、警察と合同で実施していく。					
人材の育成	(1) 施設職員の専門性の向上、人材確保	4	0	0	施設職員及び里親の各種研修を通じて、専門的な知識や技術を有する者が子どもをケアしながら養育するノウハウを共有した。。	
					達成	基幹的職員による自立支援計画の適切なマネジメント、関係機関との連携の下で児童指導員や心理療法を担当する専門スタッフによるチームケアを可能とする体制整備を支援するため、基幹的職員研修を実施する。
					達成	群馬県児童養護施設連絡協議会が実施している、被虐待児童など心理的ケアや治療を要する子どもたちに対する専門的ケアに係る研修会の実施を支援する。
					達成見込	フォスティング業務における研修において、愛着形成や被虐待児、発達障害児等の養育に関する知識と養育技術向上のための研修会を実施する。
	達成	人材確保のため、保育士・看護師養成校等と連携した児童養護施設等による施設見学会やボランティア活動の積極的な受入れ、また、宿直補助員としての学生のアルバイト雇用の促進、児童福祉分野に興味を持っている学生からの人材確保に繋げる。				
	(2) 市町村・児童相談所職員の専門性の向上	7	0	0	・児童福祉司任用資格等研修、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修、ほめて育てるコミュニケーション・トレーニングのトレーナー養成講座等を実施したことにより、職員の専門性が向上した。 ・県（児童相談所）と市町村が連携し、それぞれの機能強化を進めることができた。	
					達成	「児童虐待防止対策体制強化プラン」（2018年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）（以下、「新プラン」という。）に基づき、児童福祉司や児童心理司等の増員による児童相談所に体制強化を図るとともに、職員の専門性の向上のための研修の充実を図る。
					達成	市町村職員の専門性確保支援のため、児童福祉司任用資格認定研修や要保護児童対策地域協議会の調整担当者研修等の実施などによる研修の充実を図る。また、「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（ほめトレ）」のトレーナー養成講座を開催し、養育支援技術の向上を図る。
					達成見込	ほめトレのトレーナー養成講座を修了した市町村職員等による子育てプログラムを県内各地で開催し、養育方法に不安を持つ親に対して、ほめて育てる子育てを広めていく。
					達成	新プランに基づき、市町村における児童等に対する必要な支援体制を強化するため、「子ども家庭総合支援拠点」及び「子育て世代包括支援センター」の設置に向け、市町村への説明会を開催するとともに、先進事例の紹介を行うなどの支援を行う。
					達成	市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、市町村が在宅支援や特定妊婦の支援強化等、支援メニューが充実できるよう、児童養護施設等の多機能化や機能転換を踏まえた提案を行っていく。
					達成	児童相談所の児童虐待相談対応件数が年々増加する中、中核市による児童相談所設置など、児童相談所の強化が必要となっている。中核市による児童相談所の設置の意向を把握し、設置に向けた協議等、滞りなく設置が進むよう、必要な支援を行う。
	達成	母子生活支援施設は母子を分離せずに施設入所させ、母子ともに支援を行える施設であることから、市に対して家庭養育優先原則を踏まえた活用を周知していく。				
(3) 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進	3	0	0	・子育てに関する様々な相談を受け付けるとともに、「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング（ほめトレ）」や「アンガーマネジメント」など、子育てプログラムを開催する児童家庭支援センターが2箇所稼働。地域の児童虐待予防を担う機関として機能している。 ・児童相談所が同センターに対して、児童福祉法に規定する在宅指導措置を委託する「指導委託」を開始。市町村と児童相談所をつなぎ、専門性を活かして地域の児童家庭の相談対応を行っている。		
				達成	児童家庭支援センターは、家庭からの子育て相談などの求めに応じて、電話、来所及び訪問による対応を行うとともに、子育て支援事業を実施するなど、地域への相談支援を行う。	
				達成	児童相談所は、児童家庭支援センターとの連携を強化し、定期的な情報交換を行い、要保護性がある児童及びその家庭の指導を委託する。	
達成	児童相談所及び児童家庭支援センターは、市町村からの求めに応じ、技術的助言その他の援助を行う。					

2 令和5年度末の計画達成状況

児童の自立支援（ライフサイクルを通じた支援）	(1) 児童の自立支援策の強化	8	0	0	<p>・令和6年4月施行の改正児童福祉法により、新たに法定事業となった社会的養護自立支援拠点事業所を中心に、施設等と児童相談所が連携を図り、措置費や貸付事業等の公的制度及び各種民間事業者による支援等を活用することで、児童の自立支援を行った。</p> <p>・児童自立支援事業を行う自立援助ホームは県内3箇所となり、施設退所児や高齢児の支援に当たっている。</p>	
					達成	子どもたちが、平等に社会のスタートラインに立てよう、児童養護施設に自立支援担当職員を配置する。
					達成	養育環境等により、十分な学習機会が確保されてこなかった子どもの学習支援の拡充を図る。
					達成	児童相談所と施設、里親、ファミリーホーム等との連携により、子どもの退所後の社会的自立までを見据えた「自立支援計画」の定期的な見直しを行う。
					達成見込	児童相談所、群馬県児童養護施設連絡協議会等と連携し、児童養護施設等の退所を控えた子どもたちに対する地域生活を始める上で必要な知識や生活技能を修得する講習会の実施、高校を中退・退学した子どもたちや退所した児童等に対する進路や求職活動等の相談、就業相談専門機関の活用等の支援を行う。
					達成	社会的養護自立支援事業を実施し、児童養護施設等の退所を控えた支援が必要な子どもたちに自立支援計画を策定し、生活や就業に関する相談に応じるとともに、退所した者同士が集まり交流を図る場を提供する。 また、措置解除後も里親の居宅や施設等での支援が必要な者に対し、居住費や生活費を支援する。
					達成見込	自立生活に必要な力が身につけていない状態で措置解除することがないよう、18歳以上の措置延長を横断的に行うとともに、中学卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学する児童については、子どもや家庭の状況を踏まえて、子どものみならず家庭も含めた包括的な支援を行う。
					達成	18歳未満で措置解除する児童については、児童の居住市町村に情報をつなぎ、当該市町村において、必要に応じて要保護児童対策地域協議会で見守る世帯として登録するなど、家庭も含めた支援を行う。
	達成	義務教育後、就職自立を目指しながらも、家庭復帰が困難な子どもにとって重要な社会資源である自立援助ホームの設置を推進する。				
	(2) 子どもの権利擁護体制の整備	6	0	0	<p>・令和6年4月施行の改正児童福祉法により、社会的養護に係ることも権利擁護に関する様々な取組（児相や県における意見聴取等措置、意見表明等支援事業、こどもの権利擁護に係る環境整備）が規定されるため、令和5年度アドボカシー事業の成果や、国から示されるマニュアル等を踏まえ実施の検討を進めた。</p>	
達成					一時保護をする子どもや、児童養護施設等への入所又は里親に委託する子どもに対して、一時保護時や入所又は委託時だけでなく、継続の際にも、定期的に入所等の理由や見通しを丁寧に説明する。また、意見表明できる年齢の子どもには、意見の聴取を行い、方針決定にできるだけ反映させる。ただし、子どもの最善の利益のために、子どもの意見が反映できないときには、その理由等を子どもに説明し、理解を得る。	
達成見込					子どもの権利ノートを改訂し、施設入所時や里親委託時に、児童相談所から児童に説明の上、配布する。	
達成					児童相談所職員、施設職員、里親等を対象に、子どもの権利ノートの活用など、子どもの権利に関するテーマを含めた研修会を実施する。	
達成見込					施設、里親、ファミリーホーム内での子どもの苦情を聞く体制や窓口、施設やファミリーホームについては第三者への相談体制の構築を促すとともに、子どもに対して児童相談所等も相談窓口であることを周知する。	
達成見込					被措置児童等虐待の通告や届出を受けた際は、「群馬県被措置児童等虐待対応要領」に基づき、児童福祉審議会が子どもから意見聴取するなど、講ずべき措置の速やかな遂行を図る。また、同対応要領については、必要に応じて改正を行う。	
達成見込	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律第7条第4項に基づき、政府による児童の意見表明権を保障する仕組みの検討（令和2年4月1日から2年を目標）を踏まえ、子どもの権利擁護のための取組を行う。					
(3) アフターケア（施設退所後並びに里親及びファミリーホーム委託解除後の相談支援）への取組	3	0	0	<p>・令和6年4月施行の改正児童福祉法により、新たに法定事業となった社会的養護自立支援拠点事業所を中心に、施設等と児童相談所が連携を図り、措置費や貸付事業等の公的制度及び各種民間事業者による支援等を活用することで、児童の自立支援を行った。</p>		
				達成	社会的養護自立支援事業を実施し、社会的養育経験者の生活上の問題について相談に応じるとともに、気軽に集まれる場を提供し、当事者同士の意見交換や情報交換を支援する。また、雇用先の開拓や就職面接等のアドバイスなど、就業支援を行う。	
				達成	児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を実施し、児童養護施設等の退所者又は里親委託の解除者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込めない者に対して、生活費や家賃にかかる費用の貸付を行う。なお、一定期間就業継続した場合には、貸付金の返済を免除する。	

合計 62 6 4

◆達成・達成見込み 62項目（86%）
◆一部達成 6項目（8%）
◆未達成 4項目（6%）

3 当事者である子ども（ケアリーバーを含む）へのインタビュー

- (1) 目的 こどもの意見を見直し後計画に反映
- (2) テーマ 児童相談所／一時保護所／措置先／こどもの意見聴取
- (3) 対象 2年以上の社会的養護経験がある中高生以上の当事者
- (4) 構成 施設入所児童 3名（児童養護施設・障害児入所施設）
里親・ファミリーホーム委託児童 2名
社会的養護経験者 2名
- (5) 実施方法 対面ヒアリング形式（インタビュアー：児童福祉課職員）
- (6) 実施時期 令和6年 8月 各団体から候補者推薦
 9月 インタビュー実施
 1月 こどもへのフィードバック
- (7) 質問内容 下記のとおり
- ・ 児童相談所が関わる中で、良かったこと、嬉しかったことはありましたか。困ったこと、こうして欲しかったことはありますか。
 - ・ 一時保護所にいたとき、良かったこと、嬉しかったことはありましたか。困ったこと、こうして欲しかったことはありますか。
 - ・ 施設／里親宅にいて、良かったこと、嬉しかったことはありましたか。相談できる相手はいましたか。
 - ・ 施設／里親宅にいて、困ったこと、こうして欲しかったことはありますか。
 - ・ (退所者のみ)自立に向けて、どのような支援が役に立ちましたか。または、どのような支援があるとよいと思いますか。
 - ・ 児童相談所職員／施設職員／里親等に、自分の意見は言いやすかったですか。
 - ・ 自分の気持ちや意見は、大切にされていると思いますか。
 - ・ こどもが意見を言いやすくなるために、どのような仕組みがあればよいと思いますか。
 - ・ こどもの意見を聴く人は、どのようなことに気を付けるとよいと思いますか。
- (8) インタビュー結果
- ・ 67ページから78ページに記載の通り。
 - ・ プライバシーへの配慮等が必要な場合を除き、できる限りこどもの発言を原文通りに掲載している。
 - ・ プライバシーへの配慮上、特に必要がある場合を除いて、一人称は「私」、施設の生活単位は「ユニット」で統一している。
 - ・ 「施設」「里親」「ファミリーホーム」に対する意見は、現時点で措置中のこどもからの発言とは限らない。

①児童相談所の関わり

<よかったこと・嬉しかったこと>

- ◆ 生活の支援や、面談でのカウンセリングをしてくれた。月1回くらい、何もなくても話を聞いてくれるのがよかった。
- ◆ 相談によく乗ってくれた。意見も聞いてくれた。家のことを話しているときにうなずきながらよく聞いてくれて嬉しかった。
- ◆ 「最近どう？」って聴いてくれるのが嬉しい。困っていることが言いやすい。
- ◆ 自分に何かあったときに担当が悩みを聞いてくれて気持ちがあすっきりした。
- ◆ 自分から相談したいことはあんまりないけど、月1とかで、他の用で来たときに話している。これまでも私の意見を聞いてくれた。希望どおりにならないときは理由を説明してくれたから、納得できないことはあまりなかった。
- ◆ 施設に来ることが少ないので、話した記憶があまりないけど、来てくれると話を聞いてくれる。聞き方が上手い。一番話しやすい相手。他の人には言わないと信用できるし、話しやすい環境をつくってくれるから話しやすい。
- ◆ 一時保護中に、オープンキャンパスに行きたくて、児相の人に相談したら、早めに出してくれた。
- ◆ 卒業式のシーズンに一時保護になり、担当者が卒業式の練習のために週2回学校に連れていってくれた。卒業式も出られた。担当だった人は話しやすかった。色々悩みの相談に乗ってくれた。
- ◆ こういう施設がある、どういう施設に入りたいか、と選択肢を説明してくれた。みんなと同じ中学の普通の施設が良いと言ったら、意見を聴いて普通の施設に決めてくれた。
- ◆ 赤ちゃんの頃から社会的養護で育っているもので、もし児相がいなければ支援を受けられないし、どこに駆け込めばいいかわからないと思う。
- ◆ 一人の担当がずっと変わらなかったのも、そのおかげで話しやすかった。仕事は遅かったけど、意見を尊重してやってくれた。

<こうしてほしかった・こうなったらいいと思うこと>

- ◆ あまり施設に来てくれない。これからのこととか、もっと積極的に話し合いたい。
- ◆ 来るのは1年に数回。自分から話したいことがあっても、担当の人が忙しいと、すぐ来てもらえないことがある。
- ◆ 施設にはほとんど来ない。もっと来る回数が多いと思っていた。2ヶ月に1回くらいだと、話したいことがたまるのでちょうどいい。
- ◆ 中高生への訪問頻度を増やして欲しい。部活や学校で忙しく、悩みを持っていたり、病んだりしている子もいる。施設の人に話しにくいことを相談したい。大人と話す機会が大事だと思う。

- ◆ 用事が無くても、「最近何かあった？」と時々聞きに来てくれると良い。そうしたら小さな変化でも気づくと思うと思うし、特に話すことがなくても、何度も会えば親密度が高まる。自分が落ち込んでいることとか、気づいてくれたら嬉しい。
- ◆ 施設に入ってから、あまり来てくれなかった。他の子は半年に1回くらい来ていたけど、私のところは卒業後の進路の時くらいで、少なかった。もうちょっと来てほしかった。
- ◆ 一時保護所にいたとき、保護期間が長くて、担当さんが全然来ない子がいた。人によってバラツキがあるのは良くないと思う。
- ◆ 「児童相談所の先生が話しにきたよ」とみんなの前で言われると、他の子に「こいつ何かやらかしたんか」と思われてしまう。いつ来るのかあらかじめ教えてもらえるといい。
- ◆ 悩みがないのに話を聞きに来られて困ったことがあった。
- ◆ 児相の面接の時に、施設の先生が同席していると、遠慮して話せないことがある。同席が嫌なわけではないけど、数十分だけでも児相とこどもの1対1の時間を作ったほうがいいと思う。
- ◆ 何を決めようとするとき、いちいち児相に連絡するのがめんどくさい。パスポートを取ったり、口座を開いたりする時など。
- ◆ お金関係の相談とか、情報が欲しかった。施設のお小遣いのことや、退所後のお金のことなど。
- ◆ 中学生以降は、児相の役割がわかって相談することも増えたが、小学校低学年だと何もわからなかった。何をやる人なのか、なぜ自分の話を聞きに来るのか、目的がわからなかった。小学生にも分かるように説明してもらおうか、もう少し上の学年になってから話をした方がいいんじゃないか。
- ◆ 小さい頃、施設から里親の家に移ることになったときの説明がなかった。気づいたら荷物がまとめられて「引っ越しだよ」と言われたことしか覚えていない。その後また別の場所に移るときは、ちゃんと挨拶したり、説明したりしてくれた。

②一時保護所の関わり

<よかったこと・嬉しかったこと>

- ◆ 自分と同じように、困っている子と共同に生活できる。そこで仲良くなれたら、苦痛が和らぐ気がする。
- ◆ 外界から遮断されていて、不便と表裏一体だけど、守られてる感はある。
- ◆ 相談に乗ってくれた。一時保護所での生活で困ったことがあると、他の子がいない部屋に連れて行ってきて、職員が話を聞いてくれた。
- ◆ 規則正しい生活を送れたことがよかった。

- ◆ 遊ぶもの、勉強するスペース、いい食事があったこと。
- ◆ 職員が仲良くしてくれた。
- ◆ 同じ年頃の子達とテレビを見たり、遊んだり、話したりすることは楽しかった。
- ◆ 保護所の先生が人間関係の悩みの相談に乗ってくれて、安心して生活できた。
- ◆ わからない勉強を教えてくれたり、遊んでくれたりした。学習の時間が終わっても自由時間に、プレイルームにいるときに勉強を教えてくれたのがよかった。

<こうしてほしかった・こうなったらいいと思うこと>

- ◆ 高校生の時に一時保護になったので、学校に通えないことがとにかく困った。中学生、高校生は自習になってしまうから、ほとんど学べないし、この先どうなるかわからないから自習にも集中できない。学力や人間関係など、全てで置いて行かれる感じが嫌だった。一時保護中でも、高校に通える制度があったら使いたかった。一時保護所とか、別の場所から通う制度があったらよかった。同じ時期に高校生は何人かいたが、同じように感じていた。施設への一時保護ができるなら、広まってほしい。
- ◆ 一時保護所のこどもは学校に通えないので、研修を積んだボランティアや職員、学習支援を行える人がいたらよかった。自習のサポートをしてほしかった。こどもから自由な権利を奪ってしまう場所だからこそ、きちんと対策をしてほしい。
- ◆ 日課などは苦にならなかったけど、職員が足りないという理由で、小学生が外に出て遊べないことがあった。もっと柔軟に対応してくれたらいい。年長児をうまく使ってもいいと思う。
- ◆ 知らない環境だったことが不安だった。カードキーをあちこちで使っていて、閉じ込められている感じが強かった。
- ◆ 一緒の部屋の子や他の子が、裏で悪口を言うのが嫌だった。先生には言えなかった。年上の仲のよかった子に話したりした。
- ◆ 私もやんちゃだったけど、周りの子より、私だけに強く言うとか、言葉が強いとかがあった。
- ◆ こどもによって、先生からの扱いに差があった。特定の子にだけ優しかった。平等に扱ってほしかった。
- ◆ こども同士でケンカになったとき、口でだけじゃなくて、ちゃんと止めて欲しい。
- ◆ 2～3週間保護所にいたけど、布団が薄くて、ずっとクーラーがついていて、寒くて眠れなかった。
- ◆ コロナが流行っている時で、警察のこともあったので、1週間くらいみんなと別の部屋にいたのがさみしかった。本を読んで過ごしたけど、何冊読まないと本を交換できないルールがあったのがちょっと困った。
- ◆ 規則正しく生活できるのはいいけど、夜が早い。就寝が21時半で、見たいドラマが見られなかった。

③施設の関わり

<よかったこと・嬉しかったこと>

(共通)

- ◆ 身体がいっぱい動かせて、外で遊べる時間があってよかった。部活を続けられなくて悩んでいるときに、職員が「自分の得意なことで、最後までできることをやろう」と言って、一緒に色々作ったり、作業してくれたりしたことが嬉しかった。
- ◆ 一般家庭よりも良い暮らしができていると思う。調理専門の人がいるから栄養バランスのとれた食事が3食で済む。庭が広い。
- ◆ 規則正しい生活をしていたので健康的だった。毎日外に出る時間もあり、ご飯もしっかりあった。施設にいるときは思わなかったが、出てから分かった。
- ◆ 相談したときに自分の悩みを聞いてくれる感じはする。目が合ったり、うんうんとうなずいてくれたりするときに聞いてくれていると感じる。
- ◆ 餅つきとか夏祭りとか、イベントやお出かけがいっぱいあったのが良かった。ユニットごとにお出かけして、東京とかディズニーに行くのが楽しかった。先生がスーパーに買い物に行くときに一緒に行けたのが楽しかった。
- ◆ 先生が誕生日にケーキを作ってくれた。こどもごとに好きなキャラクターでプレートを作ってくれたりして、それが嬉しかった。
- ◆ 誕生日を祝ってもらったことをすごく覚えている。職員からちょっとしたプレゼントなどで個人的に祝ってもらうのが嬉しかった。
- ◆ 年齢が近い子達と暮らすので、毎日が修学旅行みたいな感じで楽しかった。
- ◆ 就職や進学への支援体制が整っていて、たくさん気に掛けてもらえた。支援してくれる人が多くて、家具などの寄附をしてくれる人がいる。退所後も施設から1ヶ月分の食糧をもらえたり、「いっぽ(※群馬県社会的養護自立支援事業の委託事業所「ヤング・アシスト いっぽ」。以下同じ。)」で無料でパンをもらえたりするので、将来の生活の心配は感じない。

(ユニット型)

- ◆ 昔よりもこどもの人数が減ったので、話を聞いてくれるし、勉強も教えてくれる。家族っぽさは再現できていると思う。日常の会話とか、とても楽しく過ごせる。
- ◆ 広いし、図書室が大きくて嬉しい。

(地域小規模型)

- ◆ まわりの子と同じような生活ができていたので、いじめのようなものはなかった。小学校までは、施設が自分の家だと思っていたし、友だちの家の話が出てきても、施設とあまり変わらないなと思った。施設も割と自由だった。

<こうしてほしかった・こうなったらいいと思うこと>

- ◆ 施設は大きくて人数も多いから、ケンカが絶えず、うるさくて勉強に集中できない。何個かに分けて一軒家やアパートみたいな普通の家にしてほしい。ユニットの6人で一軒家に住むような感じだったらいい。
- ◆ 施設で暮らすこと自体は嫌じゃないけど、小学校の頃、屋上に上がって「あそこお前んち」と言われるのが恥ずかしかった。みんなと同じような家の建物がいい。他の子がしているみたいに、近所づきあいとか、ゴミ捨てとか経験したい。
- ◆ ユニットごとにルールが違うと困ってしまう。ゲームやタブレットを使っていい時間とか、バイト代で使える金額とか。施設で同じルールにした方がいいと思う。ユニットや、先生によって、ルールの守らせ方がちがう。施設全体のルールなら納得できるけど。ルールについてこどもに意見を聴いてくれるのは、いいところだと思う。
- ◆ 「これって本当に必要な？」と思うルールはあったが、困ったというか、面倒だった。他の子が悪いことをするとルールが厳しくなったりした。「これどうなの？」と思うものがあると、職員が見直してくれたりはした。
- ◆ 出かけるときは1週間前までに計画書を出すのが面倒くさかった。そんなに前から計画して出かけないから、不便だった。
- ◆ 話しやすい先生がいても、自分のユニットの先生にしか話せないという風潮があるので、困ることがある。同じユニットの先生だからこそ話しにくいこともある。
- ◆ 施設の先生には心配をかけたくない。気を遣っちゃう。先生達は仕事なので、本当は嫌々こどものお世話をやっているんじゃないかと思っちゃうことがある。
- ◆ 実際に見ていないのに、周りのこどもから聞いたことだけで注意したり、怒ってきたりするの困った。私の話も最後まで聞いて、周りの話をもう1回聞いてから、間違いがあったら注意してほしい。
- ◆ 先生の数が増えるといいなと思う。先生は仕事が忙しいし、疲れてしまうので、各ユニットに一人しかいないと大変。親元を離れて不安な子の話し相手になったり、カードゲームの相手をしたり、そういう時間があればあればいいと思う。普段から遊んでくれると話しやすさにつながる。
- ◆ こどもと安定した人間関係を築けるシフトを組んで欲しい。遊んでくれたり、真剣に向き合ってくれたりする先生がいい。
- ◆ こども同士のいじめがあった。そのときは大人1人に対してこども8人くらい見ていたので、職員は手一杯で対応できなかったんだと思う。困ったときは他のユニットの先生に話をしていた。
- ◆ 親は必ず一人だけど、施設の先生はシフトで変わる。こども達は、「この先生は甘いな」「この先生のときはしっかりやろう」と、先生によって使い分けてしまう。若い先生はなめられがち。

- ◆ 年長児は、小さい子を優先して我慢することがある。本当は先生と1対1で遊びたいとか、話したいと思っても、言えない。
- ◆ 職員の人数が少ないときとか、日によって外で遊べない時がある。
- ◆ 施設内に、困ったことや意見を紙に書いて入れる箱があるけど、使ったことはない。使うところを誰かに見られてしまうから、プライバシーがなくて使いにくい。
- ◆ 同じユニットの子と仲が悪くなって、毎日会うのが嫌でユニットを別にしてもらいたかった。共通の部屋に行かないように、自分の部屋に引きこもっていた。自分の部屋は安心できたけど、扉の隙間から先生に見られて、目が合うのが嫌だった。
- ◆ こどもの数が少ないし、ゲームをする子が多いので、運動する機会がない。縄跳び大会とか、何か機会があると外に出る子が増える。ゲームをやりたい子のために、ゲーム大会とか、かくれんぼ大会とかでもいい。ちょっとした景品を用意するのもいい。
- ◆ 高校生でバイトすれば携帯が持てたけど、それまではYouTubeもSNSもLINEもできず、学校で友だちの話題について行けなかったり、「その会話知らないな…」ということがあったりした。パソコンは借りられるけど、調べ物の検索しかできなかった。インターネットは色々危険とかあるのはわかるので、先生の監視があってもいいから、SNSとかYouTubeが見られたら、話題についていけると思う。
- ◆ 携帯は夜9時以降は先生が預かって納戸の金庫に入れるルール。夜眠れなくなるから、仕方ないと思うけど、もう少し使いたかった。

④里親・ファミリーホームの関わり

<よかったこと・嬉しかったこと>

- ◆ 私のことを大事にしてくれていると感じられた。児相の先生よりも里親にたくさん話していた。「これが欲しい」と言うと買ってくれたりする。みんなで一緒に出かけたり、イベントをしたり。私や他の里子のために色々考えてくれていると感じられて嬉しい。
- ◆ 「大事にしてもらえた」という感覚があるから、私自身も「小さい子を大事にしよう」と思うことができた。
- ◆ 生活に自由がある。
- ◆ 施設から移り、里親宅で生活ができるようになったことがとにかく嬉しかった。普通の家に住んで、大学にも行かせてもらっている。
- ◆ 里親は、1対1で親身になって、困ったことが起きても何とかしてくれる。ダメなことはダメとも言ってくれるので、遠慮せずに率直な気持ちを伝えることがで

きる。

- ◆ 友達や先生には言えない悩みも、里親に言える。里親も、まずは「わかるよ」って受け止めてくれて、その後に「私はこう思うよ」と改善点を言ってくれる。
- ◆ 施設でできなかったことができるようになった。車で遠出や外食しに行ったり、知らないところで買い物できたりしたことが良かった。
- ◆ 誕生日を祝ってもらえたり、休みの日に私の行きたいところや食べたいものを聞いてくれたりしたことが嬉しかった。私は「特にこれがいい」という意見はなかったけど、私を中心にスケジュールを立ててくれていると感じて嬉しかった。
- ◆ 高校生になるときに、施設を出て里親宅に行くことを自分で決めた。ふれあい里親で長く関わりがあり、「行ってもいいかな」と思える人だったから。

<こうしてほしかった・こうなったらいいと思うこと>

- ◆ 里親と里子の相性を見極めるのがすごく大切。ふれあい里親の仕組みはあるけど、日常を経験するというよりは、もてなしてくれている感覚だから、本当の相性はわからない。ふれあい期間を1週間にするとかはいいかもしれない。
- ◆ 最初に行った里親とは合わず、嫌なことを言われたり、されたりしたこともあった。児相に話したくても、会わせてもらえなかった。
- ◆ もし里子が「この里親のところにいたくない」と思ったとしても、児相に相談したらここにいらなくなるんじゃないか、この先どうなるのか分からない、という不安がすごくあって、話せないんじゃないかと思う。里親も、「失格」と思われることが怖くて、本当に困っている時ほど相談できないと思う。
- ◆ 里親同士が相談できるピアサポートの仕組みは、里親さん自身も助かっていると思う。
- ◆ レスパイトは、里親と里子の関係を改善することにはあまり効果がないと思っている。もっと根本的なところを解決しないと。
- ◆ レスパイトで一時保護所を使うのは絶対にやめた方がいい。こどものためではなく、里親のためにするレスパイトなのに、なぜ自由のないところにこどもが連れて行かれるのかわからない。
- ◆ 里親との関係で困っているときや、里親に言えない悩みがあるときがある。里親がこどもを児相に合わせようとしなくても、用がなくても、定期的に会いに来て欲しい。
- ◆ ある程度成長してから里親の家に行ったので、「自分の家ではない」「人の家に住まわせてもらっている」という気持ちが勝った。「自由にしているよ」と言われても難しかった。里親は色々としてくれるけど、こちらからは頼みづらかった。
- ◆ 嫌なわけではなかったが、過保護な感じだった。少し遅く帰っただけで、家族総出で探されていて申し訳なかった。施設の時はそのまでの騒ぎにならなかった。スマホを持ってからは、自分から連絡できたので大丈夫だった。

⑤退所後・委託解除後の自立支援について

<共通>

- ◆ 20歳になって保険が変わるタイミングや、年金の学生特例について相談できたことがよかった。
- ◆ 大学の奨学金は、学費を心配しなくていいので助かる。
- ◆ 「いっぽ」に行くと、情報交換や同じ思いの当事者と思いを共有できるのでよかった。
- ◆ 18歳で措置解除を考えると、いっぽに相談できたのでそれほど困らなかった。お金の相談などもできた。

<施設>

- ◆ 施設退所後も、施設の携帯とLINEで繋がれるし、先生の方からも気にかけてくれることがわかっているので、心配はない。
- ◆ 家を探したり、車の契約を一緒にしてくれたりするのがよかった。
- ◆ 施設にいる間に、自動車の運転免許が取れて、そのお金がもらえるのがすごくよかった。
- ◆ 高校生になったら、毎日自分で洗濯機を回して、干して、たたむことになっていたのが役に立った。
- ◆ 進学するとき、ユニットの先生が奨学金を色々調べてくれたり、作文を書くのを手伝ってくれたりしたのが良かった。
- ◆ メイクの仕方とか、マナーとか、社会に出るときの身だしなみをもうちょっと教えてほしかった。
- ◆ ひとり暮らしの準備に貯金を全部使った。お金のことはすごく心配だった。
- ◆ 自立に向けて、担当さんとお金の使い方や、生活の勉強を一緒にしている。自分の苦手なことを直してくれるのが嬉しい。

<里親・ファミリーホーム>

- ◆ 児相の解除後はどうしようと心配になったが、児童自立生活援助事業で、引き続き里親宅で生活できるので安心した。
- ◆ 生活について色々調べたり、いっぽに連絡したりしてくれた。引っ越しも手伝ってくれた。

⑥こどもの意見を聞くことについて

<こども（あなた）の意見は大切にされているか・0～10で言うとどのくらいか>

- ◆ 7～8くらい。話はしっかりきいてくれるし、解決策も教えてくれる。自分の全てをさらけ出せて、話しやすい人に出会えればもっと点が増えるけど、それは難しいと思う。
- ◆ 8くらい。職員によっては軽く済ませたり、めんどくさいって感じで終わりにしたりする人もいる。みんなが協力してくれるなら10になる。
- ◆ 8くらい。話す人によるから。
- ◆ 6.5くらい。言って思い通りになることは5くらい。だめな場合も納得できる理由を言ってくれる時があるから、それを足して6.5。納得ができるまでできる限り何回も説明してくれれば、もうちょっと上がる。
- ◆ 7とか8くらい。聴いてもらう機会はあるけど、全部が全部じゃないけど、できることは聞いて、やってくれた。同じことを言っているのに、人によって良いとかダメとか差があるので、それがなくなれば、もう少し点数が上がる。
- ◆ 言いやすい環境は作ってもらえていたと思う。信頼している里親や児相の職員には結構話した。
- ◆ 施設のルールの中で、こどもから意見があったときは、職員に言えば、ルールの変更自体は無理でも、向き合ってくれた。

<施設職員や里親、児童相談所職員以外で、相談できる人はいるか>

- ◆ 施設以外で相談できる人はいない。学校の先生に施設の話をしてもしようがないし、学校から施設に連絡されてしまうので。
- ◆ 学校の先生に話せばいいとは思ったけど、取り合ってもらえないのではないかと思っていた。スクールカウンセラーの先生がいるのは当時は知らず、後から気づいた。
- ◆ 一番相談できるのは家族。2番目は施設の先生。3番は友だち。学校の先生とかにはあんまり言えない。
- ◆ 施設以外で相談できるのは、学校の友だち。学校の先生は進路の相談をしたくらい。

<どんなことがあれば、こどもが意見を言いやすくなるか>

- ◆ あまりかしこまらず、友だちと話すような感じで、親しい感じで話しかけてくれると言いやすい。でも、本当に大事な話は真剣に聞いてほしい。真剣な話でも、「なるほど」みたいな相づちとか、笑顔とかを入れた方がいい。
- ◆ 最初からため口だと「何だこいつ」と思うが、慣れてきたら、友達のように話をして欲しい。
- ◆ 大人とこどもで話すよりも、年の近い人と話す方が緊張がほぐれる気がする。あ

まり年が離れていると緊張する。なんか怖そうに感じる。初対面よりも何回か会った人の方が話しやすい。

- ◆ 就職したての職員は年が近くて話しやすかった。昔からいる職員も話しやすかった。
- ◆ 大事な話をしてもいいと思える人は、長く一緒にいて、この人なら怖くないなど思える人。優しくそうな人、否定しない人。
- ◆ すぐに否定から入る人は話しづらい。できないことはあっても、叶えられるように一緒に考えてくれる人が良い。年が近い人、新卒とか1～2年目の人が話しやすかった。その人は自分で判断できなかったけど、話す分には年の近い人の方が良かった。もっと上の方は、すぐにダメっていうから。
- ◆ 遊べたり、冗談を言えたりする職員さんの方が話しやすい。ダメなときはダメと注意するけど、でかい声で言わないで、細かく整理させてくれる人が話しやすい。
- ◆ ラフな人の方が話しやすさがある。友達感覚で話をしてくれるとよい。
- ◆ こどもと大人には壁がある。年齢が近いと、聴く音楽など共通の話題があるからいい。20～30代の方はあまり話したくない。
- ◆ その子によって、女性の方が話しやすいとか、男性がいいとかあると思う。私の場合は、苦手なことを一緒にやってくれる人が相談しやすい。
- ◆ 悩みがあったときにまずは分かってほしい。その後に自分の意見を言ってほしい。まず否定する人には話したくない。
- ◆ 施設の先生には言いづらい話を聴いてくれる、別の立場の人がいると良い。
- ◆ 施設の先生に言えずに困ったことがあったら、匿名で困ったことを書いて、専門の人に解決してもらえそうな、ポストのような物があったら嬉しい。専門家でなくても誰かに話を聞いてもらいたい時もある。
- ◆ 施設だと、周りがガヤガヤしてて、ゆっくり話す時間がない。困っていること、話したい内容を書ける紙を置いてほしいなって思う。こどもが話したいなっていうときに職員さんがいなかったりするので、話しやすい職員の名前や、話したい内容を書く紙があると嬉しい。1対1で話せたらいい。
- ◆ 直接言えなくても、LINEとか色々なツールを使ったらいいかもしれない。
- ◆ 相談窓口の人に名刺をもらい、話を聞いてくれる場所に2～3回行ったことがある。話す人や場所は自分で選べるといい。
- ◆ アンケートとかもいいと思うけど、文字だけでは気持ちが分からないので、直接会ったほうがいいと思う。小学生の時にアンケートがあったけど、そこに書かない人も多かった。
- ◆ 意見を聴くのはいいと思うけど、「仕組み」「制度」と言われると使いにくい。裏で話しあっているのかな？と思ってしまう。誰にも言わないということの大前提に、普段から仲の良い先生に話をするのだったらいいと思う。相手との約束を

守る人、聞いたことを人に話さない人に話をしたい。秘密を守ってくれることが第一条件。

- ◆ 意見箱があるのはいいけど、結局書かない。書いてる人をあんまり見ないので書きづらい。何か恥ずかしいと私は思っちゃう。
- ◆ みんなが答えるアンケートは、結局みんなに広まるんじゃないかと心配。
- ◆ LINE なら、自分のタイミングで相談できるから、使いやすいと思う。
- ◆ 大きい子なら、いっぼなど、相談機関に来られるとよい。難しければ、メールのやりとりとか、Google フォームの簡単なアンケートを使ってもいいと思う。
- ◆ 小学生は、里親に言えないことを児相に相談するというのは難しいと思う。まず里親から児相につなげてもらうことが必要だけど、何で？と言われてしまう。直接里親以外の人に相談できる仕組みがあると良い。児相担当が定期的に家に来れば、里親のいないタイミングに話せる。事情を知っている学校の先生を通じてアンケートをとるのも良いと思う。
- ◆ 私は誰とでも話せるが、言いづらい子どももいる。直接ではなく、メールやアンケートで答える機会があるとよいと思う。中には、施設の職員を信用していない子どももいるため、施設のことに関するものは回答しづらいと思う。もし封筒に入れて見えなくしても、職員を信用していない子どもは、「見られてしまうのでは」と警戒する。

⑦その他意見

- ◆ ママは相談できる人がいなくて困っていた。家から離れないといけない子どもが少なくなるように、お父さん、お母さんが子育ての相談をできる場所を案内するチラシをそこら中に貼ると、逃げ道ができていいと思う。24時間体制で、お父さん・お母さんが困ったときに駆け込めるような建物を作ったら、手を上げてしまう前に助けを求められるんじゃないかなって思う。
- ◆ お父さん、お母さんが子育てを嫌になる前に、月1回とか、半年に1回、「子育てどうですか」と聞きに来てくれる人がいるといい。子育てを経験している人がいい。お父さん、お母さんの心のケアをしてあげてほしい。私自身も、辛い時に大丈夫？と言ってもらえると、100の悩みが40くらい消える。
- ◆ 施設みたいな子どもの居場所がもう少し増えたら、安心する人もいると思う。
- ◆ 友達は自分の名前の由来を知っているのに、私は知らない。高校生になってから、乳児院でアルバムを見せてもらったのがよかった。私のことを知っている人がいてくれて嬉しかった。
- ◆ 小学校の宿題で、名前の由来を親に聞くというのが難しかった。やらないのは浮

いてしまうので、施設の先生が漢字の意味から「私がこの名前をつけるとしたら…」と考えてくれて、乗り切れた。

- ◆ 学校で友達と家の話をするとき、何て言えばいいか分からない。施設にいることを言ったら、捨て子だと言われて嫌だった。
- ◆ 困っているほどではなかったけど、施設の人が学習参観に来てくれるとき、毎回人が違ったり、複数の子を見に行ったりするので、友だちに「何で？」と不思議がられていた。小学校高学年になると、色々わかってくれたので、そういうのはなくなった。
- ◆ 今のこどもはネットの人に電話したりとかそっちに頼りがち。私も、誰でもいいから相談したいって時があったけど、ネットの人に相談しても何も変わらないからよくない。中学生の頃はそれがわからなかった。
- ◆ 行政だけが頑張るのではなくて、当事者の仲間がほしい。当事者団体があってもいい。まずは遊びを通じて、大変な思いを仲間同士で共有して、発信していくことも必要だと思う。

4 市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

ぐんまこどもビジョン 2025 別冊「第3期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画」(※)の内容を転記します。

(※) 令和6年12月16日(月)～令和7年1月14日(火) 県民意見提出募集中

5 関係法令等

(1) 児童福祉法（抄）

（昭和 22 年法律第 164 号）

第一章 総則

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者ととともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

第一節 国及び地方公共団体の責務

第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。

第三条の三 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第十条第一項各号に掲げる業務の実施、障害児通所給付費の支給、第二十四条第一項の規定による保育の実施その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

2 都道府県は、市町村の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、専門的な知識及び技術並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、第十一条第一項各号に掲げる業務の実施、小児慢性特定疾病医療費の支給、障害児入所給付費の支給、第二十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置その他この法律に基づく児童の福祉に関する業務を適切に行わなければならない。

3 国は、市町村及び都道府県の行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村及び都道府県に対する助言及び情報の提供その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第二節 定義

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

第五条 この法律で、妊産婦とは、妊娠中又は出産後一年以内の女子をいう。

第六条 この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

（中略）

第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し相談その他の援助を行う事業をいう。

- 一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等（第二十七条第一項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者をいう。以下同じ。）であるもの（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）
- 二 満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもののうち、学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒であること、同法第八十三条に規定する大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

（中略）

8 この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、内閣府令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の内閣府令で定める者（次条に規定する里親を除く。）の住居において養育を行う事業をいう。

（中略）

15 この法律で、親子再統合支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

16 この法律で、社会的養護自立支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所を開設し、これらの者に対する情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

17 この法律で、意見表明等支援事業とは、第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

18 この法律で、妊産婦等生活援助事業とは、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべき住居に入居させ、又は当該事業に係る事業所その他の場所に通わせ、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設その他の関係機関との連絡調整、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組（以下単に「特別養子縁組」という。）に係る情報の提供その他の必要な支援を行う事業をいう。

（中略）

第六条の四 この法律で、里親とは、次に掲げる者をいう。

一 内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の内閣府令で定める要件を満たす者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養育里親名簿に登録されたもの（以下「養育里親」という。）

二 前号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育すること及び養子縁組によつて養親となることを希望する者（都道府県知事が内閣府令で定めるところにより行う研修を修了した者に限る。）のうち、第三十四条の十九に規定する養子縁組里親名簿に登録されたもの（以下「養子縁組里親」という。）

三 第一号に規定する内閣府令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者（当該要保護児童の父母以外の親族であつて、内閣府令で定めるものに限る。）のうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるもの

第七条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

2 この法律で、障害児入所支援とは、障害児入所施設に入所し、又は独立行政法人国立病院機構若しくは国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに障害児入所施設に入所し、又は指定発達支援医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童（以下「重症心身障害児」という。）に対し行われる治療をいう。

（中略）

第四節 実施機関

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
 - 四 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とする認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
 - 五 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- 2 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。
 - 3 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。
 - 4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
 - 5 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第十条の二 市町村は、こども家庭センターの設置に努めなければならない。

- ② こども家庭センターは、次に掲げる業務を行うことにより、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設とする。
 - 一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる業務を行うこと。
 - 二 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
 - 三 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- ③ こども家庭センターは、前項各号に掲げる業務を行うに当たつて、次条第一項に規定する地域子育て相談機関と密接に連携を図るものとする。

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足る体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

- ② 地域子育て相談機関は、前項の相談及び助言を行うほか、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うとともに、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
- ③ 市町村は、その住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及

びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

(1) 里親に関する普及啓発を行うこと。

(2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

(3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の内閣府令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

ヌ 措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

2 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

4 都道府県知事は、第一項第二号トに掲げる業務（以下「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を内閣府令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する者又は従事していた者

は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 6 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、必要な支援を行うように努めなければならない。

第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。

- 2 児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- 3 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。
- 4 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- 5 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第三項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。
- 6 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。
- 7 都道府県知事は、第三項に規定する業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない。
- 8 国は、前項の措置を援助するために、児童相談所の業務の質の適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

第十二条の四 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）を設けなければならない。

- 2 都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。
- 3 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 一時保護施設に配置する従業者及びその員数
 - 二 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇の確保に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの
 - 三 一時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

（後略）

（2）児童虐待の防止等に関する法律（抄）

（平成12年法律第82号）

第一条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の

形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第二条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第三条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職

員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

- 6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（後略）

（3）群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例（抄）

（令和3年3月26日条例第11号）

第1章 総則

第1条 この条例は、虐待から子どもの生命を守ること（以下「虐待防止」という。）及び子どもの権利を擁護すること（以下「子どもの権利擁護」という。）に関し基本理念を定め、県、保護者及び県民の責務並びに市町村及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、虐待防止及び子どもの権利擁護に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（中略）

第11条 児童相談所の所長（以下「児童相談所長」という。）は、通告を受けた場合には、直ちにその内容に係る調査を行い、市町村及び関係機関等と連携して、当該通告を受けてから24時間以内に当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により安全確認措置を講ずるよう努めなければならない。

2 保護者、子どもと同居する者及び関係機関等は、安全確認措置に協力しなければならない。

3 児童相談所長は、安全確認措置を行うに当たっては、近隣住民、児童福祉施設の職員、学校の教職員、子どもが居住する住宅を管理し、又は所有する者等に対し、必要に応じて情報の提供を求めることができる。

4 児童相談所長は、安全確認措置を行った場合は、速やかにその事案の緊急度及び重症度を判断し、当該子どもの安全確保のため必要があると認める場合は、一時保護を行い、又は適当な者に委託して一時保護を行わせなければならない。

（中略）

第15条 知事は、子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、児童相談所が把握した虐待に係る情報について、必要と認める範囲で警察本部長と共有し、虐待防止のため協

働するものとする。

第16条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関相互の連携協力体制の整備に努めるものとする。

2 県は、医療機関における虐待の見逃しの防止に資するよう、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対する虐待に関する専門的な研修の実施並びに県、市町村及び医療機関の連携協力体制の整備に努めるものとする。

3 医療関係者は、健康診査、診療、保健指導その他の子ども及びその家庭に接する機会を通じ、支援が必要な子ども及び家庭の把握及び支援並びに虐待の未然防止及び早期発見に努めるものとし、虐待が疑われる場合は、躊躇なく児童相談所等に通告するとともに、医学的知見に基づき説明を行うものとする。

(後略)

(4) 子ども・子育て支援法（抄）

(平成24年法律第65号)

第一章 総則

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(中略)

第五章 子ども・子育て支援事業計画

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・子育て支援の意義並びに子どものための教育・保育給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項

三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、文部科学大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(中略)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項

四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項

六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項

二 教育・保育情報の公表に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であつて子どもの福祉又は教育に関す

る事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、第七十二条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
(後略)

(5) 児童憲章

(昭和 26 年 5 月 5 日)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保証される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あや、まちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。